

令和7年小川村議会9月定例会会議録

(第4号)

招集年月日	令和7年8月25日		
招集の場所	小川村議会議場		
開議	令和7年9月9日		午前10時00分
出席議員	1番	坂井 正	7番 小林 和人
	2番	新井 幹夫	8番 大久保利廣
	3番	塙田 綾子	9番 山本 陵
	5番	和田 一秀	10番 峰村 正一
	6番	西沢 哲朗	11番 松本 敏照
欠席議員	なし		
不応招議員	なし		
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	村長	染野 隆嗣	総務係長 中島 剛信
	副村長	小林 裕一郎	企画財政係長 森 学
	教育長	北田 愛治	総合戦略推進室長 西澤 秀仁
	総務課長	大日方 浩和	社会福祉係長 伊藤 義彦
	住民福祉課長	高木 一仁	建設係長 北村 亮
	建設経済課長	高羽 哲夫	教育次長 清水 栄二
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長	竹村 広義	書記 伊藤 正

議 事 の 経 過

令和 7 年 9 月 9 日

(午前10時)

開 会 宣 言

○議長（西沢哲朗） ただ今の時刻は午前10時です。

出席議員は10人全員であります。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（西沢哲朗） 本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程 1 一般質問

○議長（西沢哲朗） 日程 1 一般質問であります。既に 5 名の一般質問が終結しております。引き続き、通告順に質問を許します。3 番塚田綾子議員の一般質問を許します。

3 番 塚田綾子議員。

○議長（西沢哲朗） 塚田綾子議員。

○3 番（塚田綾子議員） では、通告に基づきまして質問させていただきます。まず、振興作物についてという質問からです。小麦を振興作物にしてはいかがかという質問は、令和 4 年 9 月と令和 6 年の 6 月の一般質問で大久保議員が行っております。答弁は、令和 4 年は大豆との兼ね合い、そばとの兼ね合いで、公社みらいの作業の対応が可能か、現状も含めて具体的に検討する。そして令和 6 年は、設備投資など、費用対効果など今後検討するとおっしゃっておりました。最後に質問がされてから 1 年経ったこの頃、農業を営む知人から、大豆一辺倒では収量悪化による営農意欲の低下から、農地維持を諦める土地の持ち主の増加が予想されることを危惧していると聞いて、改めて考えが気になったのが今回の質問の背景となっております。まず、村において現在大豆が振興作物として選ばれている背景についてです。農家への生産支援から味噌加工など 6 次産業まで、様々な形で大豆の生産を後押しするよう補助金が設置されており設備投資がなされております。畑から食卓までの動線がかなり整えられているというのが小川村の大豆の現状です。村として振興作物の決定に至った理由や経緯をご説明お願いいたします。

○議長（西沢哲朗） 答弁願います。染野村長。

○村長（染野隆嗣） 2 日目的一般質問ということでございまして、本日、4 名の議員の

方からいただいております。よろしくお願ひいたします。塙田議員からは、大豆振興について、これまでの経過というような、そんなご質問でございます。大豆についてでございますけれども、大豆は、小川村だけではなくて、近隣地域、西山地域の品質もよく、従来よりですね、西山大豆ということで多く知られてきていたというような、そんな経過がございます。村では振興作物として30年間、もっと経過するとは思いますけれども、30年前から振興作物ということで対象にしている経過がございます。また、西山地域ということで申し上げましたけれども、長野市中条も同様の扱いというように聞いているところでございます。生産量もだいぶ増えてまいりまして、現在40トン近くというようなことでございまして、ここ10年ぐらい前と比べても2倍ぐらいの収量というような、そんな経過でございます。一言で言うならば、私たちが知る以前からも、西山大豆というようなことで知名度があつたように聞いております。

○議長（西沢哲朗） 塙田綾子議員。

○3番（塙田綾子議員） ありがとうございます。西山という地域の特産であるということ、それがまた品質がいいということが、昔からの作物というところで、大豆を振興作物にしているということがわかりました、ここ数年その西山大豆ですが、不安定な気候も相まって、質と量の低下は多くの農家さんが懸念しているところです。連作障害と言われております。大豆は同じ場所で何年も作付けし続ける連作というものによって、虫が入ったり菌が入って、土壌病害虫が発生しやすくなると分かっております。村として、大豆について品質や収量面で連作障害と思われる傾向は把握されているのでしょうか。データとしてあれば、その数値と対策をお考えでしたらお聞かせください。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 障害の状況、数値で把握しているかというようなことでございますけれども、ここ近年、特に1、2年ですが、収量品質が悪くなってきたやに聞いておりますけれども、連作障害というよりは、気候の状況であったり害虫被害があるように聞いております。連作障害、連作障害と言いますけれども、連作障害はほとんどの野菜に該当するものでございまして、各ご家庭で畑の中で作付けを変えながら、工夫しながらやっているというような状況でございます。私も正直言って、詳しくは知らないんですけども、先輩の方やらにお聞きすると、もとより大豆ももちろん連作障害の作物でございますけれども、天地返しをしたり、麦わらを敷いたり、堆肥を混ぜたり、土壌改良しながら対応してきているというようなことでございま

して、村も大豆振興をしている中でございますけれども、私もグループの仲間なんですけれども、もう10年ももっと続けても、特に連作障害というものの品質が下がったというのはあまり感じておりません。それは、繰り返しになりますけれども、各地域、各農家の方が個々に天地返しをしたり、そういった土壤改良をしたり、そういった工夫をしていることによって、そんなには連作障害というものが出てないんじゃないのかというような、そんな思いがしております。ここ1、2年特に、確かに品質が悪いというようなことも、作付けしても収量がおちたというような話は具体的に聞いてはおりますけれども、天候が悪いじゃないかというようなことも言われますし、連作よりも害虫の方が被害はひどいわというような、そんな声も聞いているところでございます。作付けの収量、収穫が悪くなつたというようなことにつきましては、数値的には把握してございません。

○議長（西沢哲朗） 塚田綾子議員。

○3番（塚田綾子議員） 害虫が発生しやすくなるというのも連作障害の結果の1つであると言われております。各農家さんが工夫してその天地返しをしたりいろんな策をするとおっしゃっていましたが、麦わらを引いたりということもおっしゃっておりました。小麦を振興作物にしてはというのが3番目の質問になっておりますが、その連作障害と害虫というところを結びつけるというのは、もう一度ちょっと、お考えを聞かせてください。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 私申し上げたのは、ここ数年、昨年も、今年はまだわかりませんけど、昨年、一昨年と収量が、品質が悪くなつたっていうようなことは正直多くの方から聞いております。それは、連作障害とは言うより、気候変動の影響が大きいんじゃないのかというようなことを耳にしておりまし、先日、ある大先輩の方に作付け品質が悪いかというような事を聞いたところ、連作障害というよりも害虫の方がひどいよというような、そんなお話を直接、結構専門的に大豆を工作している先輩の方からそんなことをお聞きしたことを申し上げたまででございます。

○議長（西沢哲朗） 塚田綾子議員。

○3番（塚田綾子議員） はい、ありがとうございます。では、3個目の質問です。小麦を振興作物にする検討についてというところに移りたいと思います。この西山地域の品質の良い大豆を作ろうとみんなでやってきて、その気候変動、また害虫に耐えられない大豆というものになっている。それの対策に小麦と一緒に作つていかなければという提案です。小麦と大豆は科が異なりまして、輪作といって作付けを考え

ながら、同じ場所でずっと大豆を毎年毎年毎年やるのではなくて、間に小麦を入れたりすることで、また小麦のワラをそのままそこに起こして入れることで、病害虫の偏りを防ぐことが期待されております。また、養分のバランスも改善されて、微生物環境の多様化が期待されます。先ほどから出ておりますこの土地の風土に合っているという作物です。ソバはすでに振興作物に入っておりますが、小麦は入っておりません。豊かな食と農は、小麦、大豆、ソバというところで考えられるのじやないかなと思っております。何よりですね、小麦などの輪作で地力の回復がされて、西山大豆の収量と品質の向上が見込めるなど、多くのメリットがあります。リスクの回避という点でもとても良いのじやないかと思っております。小麦を振興作物にするという検討について、具体的にこの令和4年から検討されているということですが、行っている事項、あればお聞かせください。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 小麦でございますけれども、確かに、私の若いころと言いますか、かつては盛んに耕作されていた記憶が確かにございます。近年あまりそんなには見られません。前の一般質問でもお答えしてきましたけども、単位当たり金額が小麦は大変安いということでございまして、大豆が3万6,000円ぐらいに対して、小麦が9,000円ほど、4分の1ほどというようなことでございまして、なかなか作付作物としてはちょっと農家の方も、すぐにというようなことにならないのじやないかというふうにも思っております。また、これも前回にもお答えしておりますけれども、6月の大豆の播種時期に小麦の刈り取り、11月には大豆の刈り取りに合わせて小麦の播種というようなことでございまして、大変農作業が被ってしまうというようなことでございまして、農林公社も、大豆の播種、刈り取りというのは全く、一時的なものでございますけれども、大変手間暇がかかっているというような状況。それから改めてこれを取り掛かるとするならば、コンバインから乾燥機から、新たに1揃えしなければならないというようなことで、それは資本がかかるものというふうに思ってます。そうは言いながらも、農家の方々、皆様方がどんなお考えなのか、どのぐらいの村民の方が小麦を作付けされてるかというのは、正直言って具体的には把握しておりませんけども、かつてに比べればそんなに多い面積を作付けされてるとは思っておりません。また、具体的な内容を、現場の内容を知らなくて、あまり多くのことは申し上げられませんけども、村に農業振興推進協議会というような会議がありまして、毎年予算前にそんな会議を開くわけでございます。そういういった専門の皆さんのご意見をいただいたり、村内の中で、その連作障害を前提

に小麦をどんなふうに考えられているのか、実際に作付けされてる方々のご意見もあろうかと思いますけども、そういった会議の中で皆さんのご意見を頂戴しながら以後検討していきたいと、こんなふうに考えます。

○議長（西沢哲朗）　塚田綾子議員。

○3番（塚田綾子議員）　これからも検討していただくというお答えいただきました。農家さんがどう考えているのかまだ把握していないので、これから会議などを通じて、直接農家さんから意見を聞いたりして、具体的に検討して言っていただければと思っております。1点目の質問はこれで終わります。

次です。施設の利用促進について移りたいと思います。小川村には、本当に立派な施設が整っていて、なんだか使われていなくともったいないなど感じることが多々あります。昨日の一般質問でも、びっくりらんどなどの施設について質問とお答えをいただいております。そもそも、その施設があることを知らなかつたという驚きの声が、移住して何年も経った居住者だけでなく、この地に生まれ育つて暮らす方々からも時々聞くことがあります。中学校の体育館とか中学校のテニスコートを借りられるのを知らなかつたという方や、保健センターに素晴らしい調理室があったよなど、ふとした会話から、もしかしたらこれは知っている人しか使えない状況になってしまっているのではないかと、それで施設の利用の機会に差が生じているのではないかという素朴な疑問から質問をいたします。村内に利用できる施設は色々ありますが、今回は教育長との教育関係の施設のやり取りをすることで、より多くの方が健康で文化的な生活が送られるきっかけになればいいなと思っております。小川村では、春に補助金の一覧や農作業受託などの一覧の案内の紙のものが配られて生活に大変役立っておりますが、施設利用に関しての案内は施設ごとの案内となっているのが現状ではないでしょうか。冒頭にお伝えしました住民の声などにもありますように、情報が届いていないという住民が少なからずいるという不均衡についてどのように考えるか、お聞かせいただければと思います。

○議長（西沢哲朗）　北田教育長。

○教育長（北田愛治）　情報が届いていない状況ということでおろしいでしょうか。施設の村からの情報発信は、まず、広報イベントのチラシ、ホームページまたは防災無線等で行っております。ホームページの充実の面でのご指摘だと思っておりますけれども、施設によって対象者や内容が違います。例えば、びっくりらんどは、広く村外の方に情報を知っていただくということが非常に大事になりますので、ホームページも充実しているかなと思います。一方、公民館でいきますと、公民館は村内の

人が対象となる施設です。こうした面から、ホームページでの差が出ているというように思われます。また、そのことについて、従前から問題点を指摘されたことがありませんでした。ですので、今になってるのかなと思っております。また、テニスコートですけれども、テニスコートは10数年来、使用の申し込みは1件のみでした。4年前に一時期、一個人が使用しておりました。3月に相談があり、それまで長年使用されてこなかったので、周りの竹藪等を刈り取る作業をして整備して、その年だけ使用しました。その後、全く申し申し込みもなく、現在に至っております。こうしたことも含めて、何もなく過ぎてきていたために、より積極的に広報するとか、問題を感じていないまま現在に至っているというように思われます。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 今、テニスコート等について教育長から申し上げましたけれども、塙田議員から保健センターの調理室というようなお話をございましたけども、保健センターの調理室につきましては、保健師、栄養士によります生活習慣病予防のための教室、乳児期の離乳食教室、食育支援等を目的にしているものでございまして、基本的に一般村民のために貸し出しするというような、施設にはなっておりません。そうは言いながらも、内容、状況に応じて、担当の方にご連絡いただければ全く貸し出せないということではありませんけれども、基本的に貸し出しすることを目的にした調理室ではございませんので、お願いいいたします。

○議長（西沢哲朗） 塙田綾子議員。

○3番（塙田綾子議員） 保健センターの説明ありがとうございました。テニスコートはとてもブームというものもあって、お隣、白馬村では本当にテニスコートというのが分からぬぐらい、もう誰も使用しなくなったものが相当たくさん見受けられております。それに比べれば、比べてどうということでもないんですけども、4年前に1回使われたという実績は良かったかなと思います。それ以上使われていないということで、何もなく過ぎてきたというところも、住民の興味もなかつたのかなというところも感じております。ですが、せっかくある施設ということで、昨日は冬のプールはなくしてしまったらどうかという意見もありましたが、私は、せっかくあるので、健康のためにどんどんどんどん利用していただきたいし、より文化的な暮らしのためにぜひ利用してくださいという、公共施設としてこちらから利用促進をどんどん促していく仕掛けが必要なんじゃないかなと思っております。先ほど説明もいただきましたように、びっくりんどは村外の方に可能性がまだまだある施設です。実際に美麻や白馬の方から温かいプールに年中入れるというのがすごく羨

ましいという声、また、実際にこっちに來てる方、前は白馬のB&Gに行っていた方も、こっちがあると知つてから、こっちに登録したという方も実際おります。なので、まだここは可能性がある施設だと私は思つておりますので、より見やすい周知などしていただければと思つております。この頃、施設の案内で公民館の案内がとても丁寧にアップされておりました。先ほどおっしゃつていました村内の方対象の公民館ということですが、誰でも見られるように、小川村の公民館はこうなつているんだということが写真付きで、しかも申し込みのPDFもついて、とても借りるハードルが低くなつたというのを実感して、嬉しいなと思っております。見つけられなかつた情報が、上野のマレットゴルフ場や旧知事公舎の和室など、あと学校施設の開放、これは中学校の体育館などですが、規則として決められております。例規集には情報が載つていたのですが、私がちょっと見つけられなかつたので、情報が出ていればお知らせいただきたいなと思います。

○議長（西沢哲朗） 北田教育長。

○教育長（北田愛治） 周知に差があるのはどういうことかっていう意味でよろしいんでしょうか。全く他意はありません。先ほど言ったように、びっくりんどは村外の人も対象になっていて、公民館は村内が対象という中で、今回、塙田議員さんが公民館の施設利用のホームページについて係長に問い合わせをし、そのことですぐ係長が対応して、ホームページに掲載したということです。先に述べたように、今まで問題もなく、今回の塙田議員さんのご指摘のような話も全く伝わつてきていなかつたという面が、こうした何かしら情報が伝わつていれば、掲載することも全く問題なくすぐにできた問題だと思っております。冒頭申し上げましたけれども、悪気や差をつけるだとか、そういう他意は全くありません。ただ、それで済んでいただけのこと。だから、問い合わせ1本あれば済む問題だらうなと思っております。そのことの情報が不足していたという面は、これは反省すべきだなと思っております。以上です。

○議長（西沢哲朗） 塙田綾子議員。

○3番（塙田綾子議員） ありがとうございます。単に住民からの問い合わせがなかつたので、そのまま過ぎていたというところで理解させていただきました。

最後ですね、情報発信の強化、情報の見直しについてというところです。また、この質問をきっかけにほとんどの情報が掲載されて、これで村民の利用がどんどん促されるきっかけになるのじゃないかなと思っておりますが、ホームページについ

ては、住民がアクセスを全ての方ができるわけではありません。また、先ほどもおっしゃっていたように、村対象の施設ですと、村内でホームページにたどり着ける方というのはやはり限りがあるのは分かっております。紙の情報が行き届きやすいという方も大変多く見受けられるのが村の状況です。同じぐらいの質と量の情報を届けられたらいいかなと思っておりますが、このホームページの内容の見直しと、それについてまた紙の情報で出すような計画もあればお聞かせいただければと思います。

○議長（西沢哲朗） 北田教育長。

○教育長（北田愛治） 今後の情報発信についてですけれども、塙田議員ご指摘のように、様々な人を対象に便宜を図ることが大事だと思っております。そのことについては前向きに取り組んでいきたいなと思っております。例えば、施設の利用については、ホームページを見る人、見ない人、紙ベースの方がいいという人、様々ありますので、例えば年度当初、各施設の利用のチラシの配布等も行っていく必要があるかなと思っています。それでも100%の人に周知し、100%の人が分かっているということは、これは絶対ありえないことです。ですので、問い合わせや詳細は電話または来館していただきたいというその旨を大事に発信していきたいなと思っております。以上です。

○議長（西沢哲朗） 塙田綾子議員。

○3番（塙田綾子議員） ありがとうございます。今回は教育委員会の関連の施設について多く質問させていただきましたが、アルペンドームなどもあります。施設、色々なものがもったいないな、どうにか利用できないかなと言われているものがいくつかありますが、今、教育長とやり取りした中で、やはり村民と議員、私だけが喋っているのではなく、実際に伝えるということで、問い合わせもしくは村民からの意見ということをどんどん伝えていくのが重要なんだなと改めて感じたところであります。またですね、福祉企業センターの作業受託など、ソフト面についても何かもっと利用できないかなと、そのようなアイデアなども情報が出ていけばいいのかな。もったいないというか、もっと利用ができる可能性があるのになと思っておりますので、それをまたホームページに載せるという検討が必要かなと思ひますけれど、やはり多くの住民の方の住みやすさ、それから村を良くしていこうという、みんなで良くしていこうという考え方のもと、先ほどの振興作物についてもですが、声をどんどん拾い上げていただいて、またこちらからも伝えさせていただいて、2番目の質問を終わりたいと思います。

それでは、3つ目に移ります。性教育についてです。昨今報道されている性に関する事件や性犯罪にとても心が痛んでおります。また、L G B T +のような多様な性や考え方が社会の中で解像度をどんどん増していき、知識や認識のアップデートが私自身も必要だと感じております。被害者にも加害者にも傍観者にもならないというような社会を願っておりますが、性犯罪は身近に感じているところです。しかし、性教育に関してはどこかたらい回しなのではないかという感じがしております。この状態を社会問題として向き合う必要がある、どうやって解決に向かえばいいのかなと考えるようなきっかけになるといいかなと思って質問させていただきます。まず、学校現場における現状について、性教育の取り組みや職員の理解、保護者の意見などあれば、それらについてお聞かせいただければと思います。

○議長（西沢哲朗） 北田教育長。

○教育長（北田愛治） 性教育についてのご質問でございます。性教育は、まず大事なのは、命を守る、それから人権教育、また人としての尊厳を学ぶ教育であるということが基本だろうと思っております。指導にあたっては、まず心身の発達段階に応じること、それから人間関係やコミュニケーション能力を前提に行うべきものであり、まずその元になるのは科学的知識に基づいたもの、その上で、集団での指導と個人での児童生徒個別に対応するという、区別して取り扱うことが大事かなと思っております。小中学校での取り組みと職員の理解についてですけれども、まず小学校ですが、命を大切にする心の育成や人権教育の視点も合わせ、学校教育活動全てを通して、普段から自他の尊重という精神のもと行っている。授業ですが、3、4年生の保健、体の発達と発育で思春期の体の変化についての学習、それには養護教諭もチームティーチング、2人で行い参加し、その中では生理用品の使い方を指導したり、また体重測定後の保健指導を養護教諭が行い、例えばプライベートゾーンやパーソナルスペースの取り方等、児童の実態に応じて指導を行っている。また、5、6年では、キッズ長野という団体がありますけれども、キッズ長野を指導者に迎えて、すべての子どもの安全、安心、自信、自由を届けるという、ワークショップ、体験学習を行っています。いじめ、虐待、性暴力などから自分を守る学習を、体現的に児童と保護者、職員も一緒に学んでおります。中学校ですが、1年から3年、ここに持ってきましたけれども（本を見せる）、これが小中学校の保健体育の学習です。この中で1年生は、心身の発達と心の健康という事で、生殖機能の成熟、性への关心と性情報への対応、ストレスと、この中に教材として載っております。また、2年生は運動やスポーツの効果的な学び方や安全で、生活習慣病やガンの予

防、喫煙と健康等の学習を行い、3年生は文化としてのスポーツという事で、人を結ぶスポーツ、スポーツの意義、それから感染症と病原体というようなことについて学んでおります。特設としまして2年生は、学活、総合的な学習の時間等を利用して、大町病院の助産師さん2名を招へいし、私たちはどのように生まれてきたのか、命の大切さ、それから2次成長期の心身の変化、それから異性との人間関係づくりというようなことを勉強しています。また、キャップ長野の方にお願いし、2日間2時間ずつ、暴力、権利、ロールプレイ、痴漢行為に対する護身術、いじめに対する対応、それからデートレイプへの対応、様々な場面での対応、親との喧嘩、女らしさだとか男らしさとかいうような、こういうことも含めて、保護者も含めて、PTA総会後にPTAも含めて学んでおります。3つ目が教職員の意識ですけども、ここまでやるの例えばですが、デートレイプへの対応だとかは、そんなとここまでやるのとかいうような先生もいる等、様々な先生がいると聞きます。私は、それは健全だと思います。むしろ、学習を進める上で、そういう様々な考えがあって、子供の実態に合わせて指導していくことが大事だなと思っておりますので、共通理解をそういう様々な考えがある中で行っていく事が大事だと思っております。以上です。

○議長（西沢哲朗） 塚田綾子議員。

○3番（塚田綾子議員） 丁寧な説明ありがとうございます。小学校でもキャップ長野、中学校でもキャップ長野を呼んでいること、また別として、大町病院の助産師さんを呼んでされているということを伺って、とてもいい取り組みだなと思っております。去年、中学校で計画されていた助産師さんのお話会がインフルエンザの流行で中止されてしまったというのがちょっと残念でしたので、是非もなく毎年実施できればいいかなと思っております。今、お伺いしたように、学校カリキュラムに沿って、また成長段階に応じて、それから集団でも個別対応でも対応している。また、昨日もおっしゃっていましたように、個を大事にする、また子供が1人1人大事にされていると感覚を持てるという教育が徹底されているなというふうに感じました。その流れを受けて、文科省では命の安全教育というのを段階的に取り入れております。県でも性に関する指導の手引きというものが出ております。小川村教育委員会ではどのように取り入れているのか、お聞かせいただければと思います。

○議長（西沢哲朗） 北田教育長。

○教育長（北田愛治） 文科省の資料の命の安全教育をどのように取り入れているかというご質問だと思いますけれども、直接的にこの命の安全教育を使えだとかということはしておりません。先ほどお話ししましたけれども、キャップ長野、保健養護教

論の指導、それから保健師さんの指導、そういうところで、命の安全教育に関わる教材とほとんど内容は同じことを指導しているということです。例えば、小学校では、水着で隠れる部分は大切なところ、相手の大切なところは見たり触ったりしないとかっていうのでいけば、先ほどの養護教員によるプライベートゾーンやパーソナルスペースとかという、そういう意味のキャップ長野の授業等があります。中学校では、自分の相手を守る距離、性暴力とは何か、性暴力への対応ということで、ロールプレイの中でデートレイプだとか色々な場面の対応等も学習しておりますので、命の安全教育そのものを直接資料として学習の教材として扱っているのではなくて、キャップ長野さんと連絡打ち合わせする中でやっている、指導しているということになります。

○議長（西沢哲朗）　塚田綾子議員。

○3番（塚田綾子議員）　理解いたしました。学習指導要領には、いわゆる歯止め規定というものが設けられています。先ほど、どんなことを学んでいるかというところで詳しくいくつかお話をいただきましたが、学習指導要領には、小学5年生では人の受精に至る過程は扱わないものとする、そして中学1年生では妊娠の経過は取り扱わないものとする。だから受精した後のこと学んでいるということが学習指導要領の内容かと思います。これは、性交渉には言及しないという制度的な制約として学校の現場で誤解されていたり、性教育に取り組みたいなというときの障害になっていたりするのではないかという議論が高まっております。歯止め規定は1998年から設けられたものであります。ですが、教えてはいけないというわけではなくて、学校が必要と判断した場合には指導することも可能であります。先ほどの教員の意識というところで、ここまでやるのという先生もいるということもありました。実際に埼玉の方では、その性教育の授業に関して、県教育委員会からこの内容は外してくれというような指導があったというところもありましたが、実際に、性被害が若年化していることや、プライベートゾーンやパーソナルスペースについて、もっと早くから知つていれば防げた被害などもあったんじゃないかなと思っており、教育長が言わっていた健全な指導だと思う、様々な考えがあるので共通認識として扱っていきたいというお言葉を受けて、ちょっと心強いなと思ったところであります。学習指導要領では、性交渉は扱わないということになると、どこからもきちんととした情報を得られないが故に、やはり悲しい事件が後を絶えないのじゃないかなと思っております。命とか生命の誕生というのは、人間にとって当たり前に存在するもので、誰もが学ぶことが必要なことだと思います。そこでで、3つ目です。

包括的性教育を推進してはどうかという提案です。包括的性教育は、自分の体は自分のもので、自分の体や性に関しては自分で決めるというところが重要なポイントです。いろんな家族の形があることや、性的同意と言って、触っていいかと聞いて、相手の答えが「はい」以外は触ってはいけないことなどを当たり前のコミュニケーションとして身につけること。また、社会との関わりなど、成長の過程において8つのコンセプトで学べます。身体的な知識だけではなくて、人権や対人関係、ジェンダーなどを体系的に学ぶ教育として、児童生徒の健全な成長に資すると認められております。また、避妊や先ほどもあった性感染症、それから関係性の技術など、幅広いテーマを扱っているこの教育をすることで、若者の性交渉開始の時期の遅滞や望まない妊娠の減少などの効果が報告されております。先ほどもありました、人権についてや関係性について既に取り組んでいるということですが、この包括的性教育、性交渉も扱っております。学校教育の中で取り組むことは効率的であり、世界に羽ばたく人材を育てるには、世界的に推奨されている生活的性教育でより選ばれる、学校教育環境整備ができるのじやないかなと思いますが、これらの包括的性教育の理念を踏まえ、歯止め規定がある中での導入推進についてお考えをお伺いいたします。

○議長（西沢哲朗） 北田教育長。

○教育長（北田愛治） 学習指導要領の歯止め規定による、包括的性教育についての実施はどうかというご質問ですが、議員ご指摘のように、中学校学習指導要領の中の歯止め規定、妊娠の経過、性交渉は取り扱わないという歯止め規定があります。一方、包括的性教育ってなんだろうか。性に関する知識やスキルだけでなく、人間関係、性の多様性、ジェンダー、平等、暴力、安全確保、性的行動の幅広い人権を学ぶ、人権を基盤とした教育、それから、学習者自身が自ら健康、幸福、尊厳に基づいた自他を尊重する態度を学ぶ学習であるというのがA iの答えですぐに出てきました。まず、歯止め規定についてですけれども、議員ご指摘のように、学習指導要領は教育課程の基準であります。各学校がその特色を生かし創意工夫をして、学習指導要領を踏まえた上で実践していくものであり、全くそれをやってはいけないとかいうものではありません。各学校の教育課程の編成権というのは校長にあります。児童生徒の実態、それから教職員の考え方等を踏まえて、例えば、小川小学校の教育課程はこういうふうにしていこう、こういう内容で教えてこうというのを決めていくことになります。それを教育委員会は承認していくというようになっておりましたけれども、平成10年の中央教育審議会の答申以後、学校管理規則の見直しにより、

届け出報告事項となり、このように学校の教育課程編成をしましたと言って、教育委員会が認めるとかでなく、届け出となり、それだけ学校の編成権が重みを増してきたということになります。そういう意味で、教育委員会がやるかやらないかというようなことは考えておりません。それで、包括的性教育は、性の多様性、性的同意だとか、デートDVとかアダルト動画やSNSのトラブルなど、基本を一旦抑えた上で、妊娠の仕組みや避妊の方法、性感染症の話などにつなげていく実践であるということを見聞きしたことがあります。大事なことは、まず1番は生徒の実態に即していることであるということ、一律に行うべきではないなと思っています。各学校は生徒の実態が違いますので、包括的性教育をやるんだとかって、それは一方的に指示するようなものではないというふうに考えています。また、性交渉については、指導が大変難しいと思っております。必要性、生徒の実態、個別指導等、学校が判断し行うものですので、教育委員会が指示を出し、やるとかやるなどかいうことはなじまないなと思っております。また、指導時数も限られ、内容も豊富な性教育ですので、それをどう生徒の実態に合わせて教えていくかは、学校が決めていくべきものであるというように思っております。大事なことは、性教育は命を守る、それから人権教育、人としての尊厳を学ぶ教育だと思っております。指導にあたっては、子供生徒の発達段階に応じて、人間関係やコミュニケーション能力等を前提に行うべきものだと思っています。また、科学的認識が必要だなと思いますし、何より、個々の児童生徒及び、その保護者も一緒に学んでいかないといけない教育だなということで、小川小中学校での、キャップ長野等は、保護者も一緒に学んでおりますので、きちんとやってるかなと思っております。以上です。

○議長（西沢哲朗） 塚田綾子議員。

○3番（塚田綾子議員） ありがとうございます。人権というすごく大事な点を基本として実態に即して行っていくという力強いお言葉いただきました。まず、命を守るという点、それから学校が決める。教育委員会は昔は認めていたが、今は届け出で起こなっているという感じなので、地域の声、保護者の声は学校に届ければ可能という可能性があるということでよろしいでしょうか。

○議長（西沢哲朗） 北田教育長。

○教育長（北田愛治） 教育課程の編成権は校長にあります。ですが、外からこういう教育をやれとかという声が、もあるならば、教育委員会を通していただきたいと思います。例えば、議員さんの声1つで学校の職員は非常に重みのある声だというよう取ってしまいますので、教育課程の内容に関して、いちいち外部から口を挟む

というようなことがあつたら、学校の教育課程の独立権だとか、中立性という問題のところまで影響を及ぼす問題ですので、教育委員会に相談をした上で行っていただければなと思っています。それから、学校運営協議会がありますので、学校運営協議会が、地域と学校と結ぶ場ですので、そういう場を利用していくことも大事かなと思っています。

○議長（西沢哲朗）　塙田綾子議員。

○3番（塙田綾子議員）　ありがとうございます。この件は2月の委員会で、教育委員会と住民福祉課さんに2月の時にお話いただいたて、その時に、6月に教育協議会があるから、健康を考える会では取り扱う予定でいるが、教育協議会でも健康の部門、部会を設けるので、そこで発言してみてはとおっしゃっていただいたて、しかも、その健康のチームに入れていただいたんですが、デジタル化の教室を見たということもあって、姿勢の悪さや視力の低下、電磁波の問題の話をして、性教育までそこではお話ができなかつたというのが現実で、今日の質問をまた考えさせていただいたという流れもあります。ありがとうございました。

次、学校の状態が分かつたというところで、私たちを除いた行政の方ではどのような考え方でどのようなことができているのかという質問をさせていただきたいと思います。包括的性教育は、乳幼児期から取り組めるというものになっております。

例えば、園児に対して本の読みか聞かせがあるとか、保育士向けの研修があつたり、保護者向けの相談などやつているかと思いますが、現場でどのようなことが行われているのか、お聞かせいただければと思います。

○議長（西沢哲朗）　高木住民福祉課長。

○住民福祉課長（高木一仁）　保育園での取り組みについてということであります。保育園では、性教育の取り組みにつきましては、厚労省より告示されています保育所の保育指針に明記されていないこともありますし、直接的な性教育については実施をしてございません。しかしながら、間接的ということになりますが、保育所の保育指針の中の養護の項目では、生命の保持、情緒の安定について保育士等が行う援助や関わりが示されております。生命の保持では、子供の命を守り、子供が快適かつ健康で安全に過ごせ、生理的欲求が十分に満たされ、1人1人の生きることそのものを保障すること、また、情緒の安定では、1人1人の子供を独立した人格を持つ主体として尊重することを大切にすることで、他者への信頼感と自己肯定感が、周囲の人との相互的な関わりを通して育まれていくとされています。これらの内容は、今、議員おっしゃります包括的性教育のキーコンセプトにもつながることであります。

して、村の保育園の保育指針にも取り入れ、日々実践しているわけでございますが、現在の取り組みそのものが、いずれセクシュアリティ、人間性のあり方全般、性のあり方全般につながるものと考えております。具体的な取り組みを2点ほど申し上げるとすれば、主体を育むということであれば、豊かな創造力を養うためのものとして、例えばピアノですとか、弦楽器の奏でる音に合わせて体現するといったリトミックというものがあるのですけれども、こちら、情操教育となります。また、社会性や協調性を養うものとしまして、みんなで意見を出し合って決めていくということですが、塚田議員さん、毎年、にこにこ運動会、応援に駆けつけていただいておりますけれども、その中のリレーの場面がそうであります。走る順番を園児が決めていくといったところであります、そんな保育を通して、性教育、将来的なものへつなげていくということであります。保育園は福祉施設でありますので、あくまでも育ちの方向性を示していくというスタンスでこのような活動を行っていますが、以上で、何点か申し上げましたが、保育園での取り組みということで申し上げました。以上になります。

○議長（西沢哲朗） 塚田綾子議員。

○3番（塚田綾子議員） ありがとうございます。次です。地域包括支援センターではどのような取り組みができそうかというところで、続いて質問していきたいと思いますが、包括支援センターはで、現在、高齢者の相談窓口や介護、それから終えんのことなどなど、多忙な日々を送っているかと思います。それに加えて、母子手帳の発行後からの妊婦さんや産後ケアなど、乳幼児までもほんとに包括的に支援を担つていただいており、地域の健康に関して大変活躍されております。その分、地域の健康に熟知したプロだということも認識しております。先の委員会調査で、児童生徒の健康についてどのように関わっているかという点を重点に、保健師さんから説明を受けた経緯もあります。この素晴らしい能力を生かして、地域で包括的性教育を担う一機関としてどうにか関われないかなというふうに考えました。具体的には、思春期対象の講座開催と書きましたが、その他、啓発や相談窓口。近年では子宮頸がんワクチンは女子だけに限られているのが日本の現状ですが、性感染症という点から考えると、ウイルスを持っているのは女性だけではありません。男子にも補助を出して打ってもらうという流れにもなってくるのじやないかなというようと考えておりますが、そのような可能性も踏まえて、地域包括支援センターでどのようなことができているのか、どのような可能性があるのか、お考えを聞かせていただければと思います。

○議長（西沢哲朗） 高木住民福祉課長。

○住民福祉課長（高木一仁） ただ今の件であります、地域包括支援センターではなく、母子手帳の発行も含めて、保健センターでの取り組みとなります。こちらで具体的に、直接的に保健師がその性そのものに対しての取り組みといったようなところは、今現状ほとんどないものとなっております。ただ、保健センターの予算の中で、キヤップ事業というようなことで、学校と調整をする中で、この予算を保健センターの予防費で組み込んでおります。詳細につきましては、先ほど教育長が申し上げた通りであります。こちらにつきましては、中学2年生を対象にしておりましたけれども、今年新たにそこに小学校5年生を含める中で、事業を拡大したという経過がございますので申し添えます。そういったところの取り組みで関わりを持っていきたいということですが、学校の計画の中では、もうすでに年間スケジュールで様々にカリキュラムが組み込まれておりますので、例えば保健師へのそういった教育課程の要請があれば十分出向くことは可能でありますので、協議をする中でその辺を進めてまいりたいと思います。また、ワクチンにつきましては、そういったものもございますけれども、まだ村として単独で制度化しているという現状には至っておりません。どういったものが効果的で、またニーズがあるのかといったところは、これから様々に検討する中で実施していくかどうかを改めて検討させていただきたいと思います。以上です。

○議長（西沢哲朗） 塚田綾子議員。

○3番（塚田綾子議員） ありがとうございます。まとめになりますが、様々な角度からこの社会問題をどうにかできないかという考え方をお伺いできました。それから、住民がここから考えていくという段階に入るのじゃないかなと思っております。社会では出生数が70万人を割って、人工妊娠中絶は、2023年のデータで年間12万人です。年代は18歳と19歳が最も多くて、20代と合わせると約半数を占めています。自殺者数も減ってこない中で、少子化対策や子育て支援として色々取り組んでおりますが、なんだかモヤモヤするなという中で、解決策の1つとして包括的性教育を取り上げさせていただきました。学校のやっていることや行政でどうにかできそうなことなどを聞けて、大変1歩進めたかなと思っております。ありがとうございます。これで私の質問を終わります。

○議長（西沢哲朗） 以上をもって、3番塚田綾子議員の一般質問を終結いたします。

ただ今、一般質問の途中ですが、残時休憩とします。再開は午前11時15分とします。

(午前11時03分)

(休 憩)

(午前11時13分)

○議長（西沢哲朗） 休憩を終わり、引き続き一般質問を行います。7番小林和人議員の一般質問を許します。7番 小林和人議員。

○7番（小林和人議員） それでは、通告に基づきまして質問をさせていただきます。今回は、今日及び昨日にも同僚議員からいくつか質問がありました公共施設のうちの公民館、そして農物産館という二点について質問をしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。まず一点目としまして、これは過去にも一般質問で質問させてもらった経過がございます。その後、だいぶ経ちましたので、再度似たような質問をさせていただきたいと思っております。公民館施設ということで、立地条件としての認識、そしてその検討をした結果、どういう対策に向かっているのか、進んでいるのかということをお示しを願いたいと思います。答弁の相手は三役であります村長、副村長、それから教育長にお願いをしたいと思います。昨日は逆質問、逆順番ということがありましたが、私は指名をしませんので、それぞれのご3名の方に、この公民館の施設に関しては、すべての質問に対しても3方にご答弁をそれぞれ願いたいと思います。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 公共施設の中でも、大変村民と関わりがあります公民館施設ということでのご質問をいただきました。公民館でございますけれども、改めて申し上げるまでもございませんが、社会教育の中でも中心的な位置付けでございますし、人づくり、地域づくりに加え、交流の場を提供するなど、社会福祉の増進といった大きな役割を担っているところでもございます。立地条件についてどうなんだというような、そんなご質問でございますけれども、現在の公民館でございますが、昭和46年に建設され、すでに55年が経過しているといった、そんな状況でございます。立地的には役場庁舎、小中学校とも隣接し、日常の利用には特に問題はございませんが、大きなイベント等の開催時には場所、位置的にも不便を感じるというような、そんな状況にもございます。立地条件ということとはちょっと離れますけれども、公民館施設ということで加えさせていただきますけれども、直近の改修工事で申し上げますが、平成13年にエレベーター設置に1,200万円、平成21年に耐震補強及び改修工事5,000万円、令和6年度でございますけれどもLED化工事に300万円、今年度、今実施中でございますけれども、屋根塗

装工事、改修工事に2,800万円というような、そんな状況でございます。立地等々検討対策ということでございますけれども、新たな移転、建設等々について特に具体的な検討をした経過はございません。

○議長（西沢哲朗） 小林副村長。

○副村長（小林裕一郎） 立地条件ということであれば、今村長が申し上げましたように、役場にも近いというようなことがありますので、場所的には今の場所で良いのかなというふうに考えておりますが、多分議員のおっしゃることは、あそこの上り坂が、立地条件の中に上り坂というものを含めるのであれば、アクセスとして歩いてあそこまで上がっていくのは大変だと、高齢者が多い小川村にとっては坂が大変だという、そういう認識がおありになるんだろうなというふうに推測いたします。私も今年で65になりましたけども、おかげさまでまだ自力で上がっていきますけども、中には自力で上がることがなかなか難しいというお年寄りもいらっしゃるのかなというふうに思います。そういう意味でいくと、お年寄りには若干使いづらいというような部分があるのかなというふうには思っておりますが、いかんせん簡単に移築できるものでもございませんので、今のまま使い続けるしかないのかなというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（西沢哲朗） 北田教育長。

○教育長（北田愛治） 立地条件のことについては特に申し上げることはありません。

ただあそこの場所が、駐車スペースが限られているということから私が考えてきたことは、例えばですが、あそこに以前おむつの倉庫がありました。それを移動する。それから灯籠が危なくなっているので、あれは奥に行って駐車スペースを広げるといった意味で、少しでもあそこの駐車スペースを広げるだとかっていうことをやってきた。それから、十分使える施設ですので、先ほど村長が申し上げた通り、改修を行いながら充実していくということを心がけてきたつもりです。

以上です。

○議長（西沢哲朗） 小林和人議員。

○7番（小林和人議員） まさに聴かんとすることは村長が申し上げました。非常に急勾配の部分を上っていく。実質的な場所においては、役場庁舎にも近いし、村的にもどっちかというと中心スペースかなというふうに認識をしているところではあります、1番懸念するのは、前の質問の時に言いましたけども、冬、非常に滑りやすい急勾配の部分で、それこそ車で降りるときにも、重い車等は気を付けて降りないと自重で滑っていってしまう。そういう状況の中、一般の住民も、そんなに広くな

い道路幅員の中で歩いていると、非常にそういう危険度もある。そして、色々な会議等々を役場とかでやった後、公民館に移動になるとか、消防等々で中学校のグラウンドから移動になる。若い方々はいいのですが、最近いろんな面で心身ともに衰えてきた私どもとすると、上がってく云々が非常に大変だなと。逆に言うと、自分はもう少し体を鍛えなくちゃいけないかと、逆の面も、健康上の面で感じるところもありますけども、いかんせん、もっと年配の方もおる中で、場所が今、他にどこか場所的に移すとこがないということでやむを得ないと言つてますが、ただ、やむを得ないやむを得ないじゃなくて、どうしたらそのやむを得ない部分を解消できるのかと、そういう部分の検討はしていくべきだと私は思います。それと、築 55 年という村長の説明がございました。公共施設の中で、一般的な R C の耐用年数、基本的に 50 年ということで認識をしております。民間及び個人の所有物じゃなくて、公共施設の中で 50 年だから 50 年で全て建て替えろとはもちろん申しませんし、耐震基準としてどのようなチェックがされて、どのような指摘があり、どういう対処をしてきたのかも含めまして、あの建物を延々とそのまま維持していくというよう今今の答弁の中では私は受け止めましたけども、果たしてそれがすべてでいいのか。それと、今のその建物までのアクセス方法、やむを得ないからしようがない、しようがないじゃなくて、色々なエスカレーター方式にすると冬等々の維持管理が大変かなという部分も思っています。そうすると、囲わなくちゃいけないかと。もしくは、どこかの施設にもありましたけども、立体的なエレベーターで送るという方法も考えられないわけでもないわけですが、当然なかなか専門的な分野がありますので、その辺はまたそういう専門的な人たちと相談とか知恵を借りたりして、やむを得ないだけじゃなくて検討していくことが必要かなと思っております。要はアクセスの件と今の建物の耐久的なものの捉え方、以上の二点を再度お尋ねをいたします。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 耐震工事等々でございますけども、築 55 年が経過しているというような建物でございまして、確かにご指摘の通りの状況も大切な事項でございますけども、先ほど申し上げましたけれども、平成 21 年に耐震工事ということで 5,500 万円ほどかけまして耐震補強をしてるというような、そんな状況でございます。確かに様々な状況の時に利用されるわけでございますけども、役場の前の停留所でバスあるいはマイクロバス等々で来られた方は、登るところに、大変、まあまあ、そんなに急坂ではございませんけれども、年配の方にはそれ相応の大変

さがあるんだろうというふうにも思います。移転云々というような話も根本的にあるかもしれませんけど、私は申し上げましたけれども、これまで、ここ近年、10か年ぐらいの間にもう1億円ほどの修繕費を投資して現行に至っているというようなことでございまして、もし移転というのが前提にあるならば、もっともそんなところにお金をかけないでというようなこともあるわけでございますけれども、改修工事に1億円というようなお金をかけながら今日に至ってるわけでございまして、ちょっと移転というのは考えにくいのかなというふうにも思っております。ただ、急坂のところについて何らかの方法がないかということでございますけれども、大きなイベントになれば皆さんそれぞれ駐車場もないわけでございますけれども、通常、グループでの会議、小さな会議となると、当然上まで車で行くわけですので、そんなにごくごく通常日常には不便は感じないのじゃないかなというふうにも思っております。ただ、大きなイベントの時にはどうしても皆さんが、もう駐車場がしれておりますので、そういったことになるわけでございまして、また、登りのところの対応等についてはどんなことができるのかどうか、また改めて検討してまいりたいと、そんなふうに考えております。

○議長（西沢哲朗） 小林副村長。

○副村長（小林裕一郎） 色々お金をかけられることは多分あるんだとは思います
が、何にせよ、そこに集中的に投資をしていいのかどうか。私個人としては、公民館の上り坂の問題を解消するために何千万も何億もお金をかけるというのは反対であります。ですので、今のままでなんとか、例えば冬であれば、滑らない
ように融雪剤を撒くとか、そういうような対応しかないのかなと、これが現実的
的なというふうに考えております。さらに、余談ではありますが、これ全く私
の個人的な考えですので参考までにということでお聞きいただきたいのですが、
最近、県の方も検討を始めましたけども、人口減少時代における行政体制のあり
方というものを検討し始めております。その中で、フル装備、フルスペックの自
治体運営というのはもう無理になってくるんではないかという考え方が出ており
ます。例えば、公共施設を広域的に利用するというようなことで、極端な話、中
条が市民センターというものを新たに設置したのですけども、そこには250人く
らい収容できる講堂が備わっております。ここから5キロほど移動すれば利用で
きます。そういうものを、広域行政の中でお互いに利用し合うというようなこ
とが可能であれば、築10年もたたない新しい施設を小川村民も利用できるとい
うような道が開けるかなということを期待しているところであります。これについて

は長野市の了解も必要でしょうし、これから議論が進んでいくとこだと思いますけども、人口が減少する中で、すべての施設を一自治体で持ち続けるというのが果たして良いのかどうか、そういったことまで含めてお金の使い方を考えなければいけない時代になってきているのかなというのが私の認識であります。答弁になっているかどうかちょっとあやふやなところもありますけども、私が考えてるところは今そのようなところでございます。以上です。

○議長（西沢哲朗） 北田教育長。

○教育長（北田愛治） 最初に、急な坂への対応ですけれども、毎日毎日がそういう状態であるということは、先ほど議員指摘のような状態であるということはありえないと思っています。例えば、雪が圧雪されて危ないなという時には、それ相応の措置を講じて除雪等をするとか、または熟年大学の講座に行くときにどうしても大変だということになれば、電話1本掛けてもらえば、公民館の方で対応すると、下から上までの送り迎えができるというようなことが可能だと思います。あそこを何千万もかけて何かエレベーターみたいのを作るというのは、将来的なことも含めて実情にそぐわないなと思っております。また、施設の移転等のことでも1番考えられるのは、学校施設への一部移転ということは考えられます。そうやってるところもあります。ただ、それをやるには、全ての講堂から含めて全部もっていくことはできません。体育館を使うとか。社会教育と学校教育の境目をどういうふうにしていくか。ある学校では、社会教育になった時にはシャッターを全部下ろして教室には行かれないようにしており、そういう対応をしていくということが必要です。それをやるには、学校を大規模改修していかなければなりません。それと同時に、例えば小川小学校にその講座なりを持っていった時には、駐車スペースをどこに確保するのか。今、小学校の先生方のスペースで満杯状態です。結局、また駐車スペースをどこに持っていくかという問題が起きてくるかなと思っております。ですので、施設の移転ということも考えられますけれども、施設の移転が先にあって、子供の教育がないがしろにされるようなことがあっては本末転倒だというふうに思っております。以上です。

○議長（西沢哲朗） 小林和人議員。

○7番（小林和人議員） 今までの経過を私なりに見たところで、私が言わんとするのは、今の建物の維持費云々は、とりあえず耐震をやってきた今の話を聞けば、ずっとこのまま維持をしながらもたしていくんだろうなと理解をしているところであります。じゃあ、今の上りのアクセスの感じ、私は今たまたまエスカレーターな

り、エレベーターなりという1つの事例を挙げたわけですが、そこに仮に1,000万円、5,000万円でもいいですが、5,000万円かかりますと、公共施設なので、それはもう財政の関係で5,000万円、全部村で払わなくとも色々な地方債を使った中で、おそらくどちらかと言えば3割ですから、1,500万円のお金をかけねばできると。大金をかけてまでやるというものではないという皆さん、三役のお答えではございますが。村の中の1番の、文化的施設の1番の本丸である公民館を、すべての公共施設にそれをやれということを私は言ってるわけじゃないです。その文化交流の中で、社会的な交流の中のメインである公民館であるんだから、毎日通ってるんじゃないからいいんじゃないとか、冬凍ってるから、電話すれば塩カルまきます。実際、私ももう数回車で冬来た時に、特に私が乗っている車、皆さんご存じ通り自重がありますんで、気を付けていかないと、自重で滑り出します。そういう怖い思い、誰もいなければ自分だけの責任においてますけども、そこに第三者が絡んでくる中で非常に怖いなというふうに思っております。そういう面で、くどいですけども、色々な文化交流の本丸の公民館の施設のアクセスを含めた中で、そんな程度のあり方でいいんですか。再度お答えを願います。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 一概には申し上げられませんけども、かつて頻繁に公民館が使われてきた時と比べれば、今は、バステイがあつたり、ふるさとらんどがあつたりというようなことで、小さな会議やら内容等々については利便性もいいし場所もいいわけでして、そんな使い方もあるわけでございます。公民館活動というようなことで言うならば、様々な会議もありますし、先ほど申し上げましたけども、様々なグループの寄合があつたりするわけでございますけれども、そういうグループ、少人数のグループだったら十分上の駐車場で間に合うわけでございまして、大きなイベント等の時に初めて、上の駐車場も少ないから、そんな時どうなんだということを言われているんだというふうにも思います。この後駐車場のことはまた質問にあるんだろうと思いますんで申し上げませんけども、そういう相対的に、年間を通じて相対的に考えるならば、そんなに、日常にその坂道を利用するというのは、そんなに件数的には少ないのじゃないかというふうには思います。少ないからいい、多いからダメだと、そういう意味ではございませんけども、それ相応の対応ができているものと私は考えております。

○議長（西沢哲朗） 小林副村長。

○副村長（小林裕一郎） 確かに議員のおっしゃる通り、大事な施設だということは私

も認めます。だから、そこにお金をかけてもいいんではないかというのが議員のご発言だと思いますけども、ここ数年、移動販売を新たに村が始めました。歯科診療所も新たに作りました。現在、バスの問題について市や県とも協議しておりますけども、確実に何千万円か毎年毎年、村の一般財源で負担をし続けなければなりません。こういった形でお金が色々なところで必要になってまいります。お金があれば解決できる問題だとは思いますけども、この先さらに色々なところにお金がかかってくのかなというふうに思えば、公民館の上り坂のところに、今お金をかけるというのが正しいのかどうか、私としては判断に迷うところあります。もしそういうことが必要になるのだということであれば、これもくどいようですけども、村の財政状態をしっかり見極めて、それこそ財政推計を出して、何が必要で何が不要なのか、新井議員の質問にもありましたように、びっくりんどを果たして通年温水プールで運営していいのかどうか、そういった削れるとこはないのかとか、そういったことも全部含めて、村のこれから投資のあり方というのを考えなければならない時期に来てるのかなというように感じているところでございます。以上です。

○議長（西沢哲朗） 北田教育長。

○教育長（北田愛治） 急坂への対応ですけれども、その対応の予算が、公民館へのアクセスだから教育委員会なのか、それによっても違いますけれども、教育委員会として、あそこに一時期、1月、2月のほんの一時期のその対応だけのために予算要求をして行くということは考えづらいかなと思います。それよりも、除雪とか、アクセスのための補助とか、そういうことを充実させていく方がより現実的ではないかなと思っております。以上です。

○議長（西沢哲朗） 小林和人議員。

○7番（小林和人議員） 言われること、いちいちごもっともで、私も絶対しなくちゃいけないというものではないし、ただし、くどいようですけども、大きなイベントをやる文化施設の中で可能性はないのかなという思いがしているところであります。先ほど副村長の話にもありました。びっくりんどに関する関係、「とくしま」の買い物弱者に関する関係、これは毎年毎年完全なる必要経費の一部分であります。このアクセス面のものは、その時には若干経費がかかって、当然お金も払うわけですから、数年間はその債務を払う部分はありますけども、毎年毎年かかる経費とは私は違うと思います。それを今後の何年か続く、50年続くのか、そこは知りませんけど、そこに割り返せば、全然大きな金額になんて全然ならない

はずなんです。だから、考え方1つで、お金がかかるからダメだよなというふうに、すぐその考え方を外すのじゃなくて、色々な検討の方法があろうかというふうに思ってます。そういう部分で、まずしっかりいろんなものの検討してから、その結果、ダメだというふうになったら、ある程度理解もできるところですが、そういう部分の専門的な分野の人の考え方等々を入れない中で、ただ用意どんで、もうお金がかかるからダメだとか、そういうのじゃなくて、やはり事前にそれは検討するべきだというふうに思っております。それと、教育長にお尋ねをしますけども、先ほど、移転先の1つとして学校施設という話が出ました。私もそういう可能性はないのかなと、前回もそんなようなことを聞いた覚えがあります。私的には、小学校、中学校、今の生徒の中で施設が2つあります。小学校の施設を中学校へ持ってくるということは、色々、階段の高さとか等々の制約があろうかと思います。逆に、小学校へ中学校の施設をも持っていって対応して、現在ある中学校施設に公民館施設という考え方もあるんじやないかなというふうに思ってますが、その辺を踏まえて再度質問いたします。

○議長（西沢哲朗） 北田教育長。

○教育長（北田愛治） 先ほどお話ししましたけれども、公民館施設を学校施設と共用するという考え方、そういうことをやっている例はあります。小川村の場合、どういうふうに考えられるかという事で、これは1回考えたことですけれども、将来的に小川小学校、中学校の子供がもっと減った場合、校舎の一体化、小中学校、義務教育学校とか小中一貫校にするということで、施設を一体化していくということが考えられます。その時に、空き教室をじやあどうするかといったときに、有効利用の1つとして、公民館施設を持っていくという考え方があります。ただ、現時点では、それはまだまだ先の話だなと。それともう1つは、学校のデジタル教育じゃありませんけれども、SNSも含めてアクセスの工事だとか、非常に今、予算を投入しております。それをすぐに持っていくということは、費用対効果から考えてできないなと思っております。ただ、一体化するという以前に、例えば老人との交流というようなことも含めて、または、音楽室を有効利用したいというので、音楽室を社会教育に利用するとか、空き教室を1つの講座で利用するとかとかということは可能です。ただ、その場合には、学校教育の場と社会教育の場を区別する、シャッターとかの工事が必要となってきます。そういう工事をした上で、公民館施設の一部を持っていくということは可能かなと思っております。以上です。

○議長（西沢哲朗） 小林和人議員。

○7番（小林和人議員） ちょっと今、教育長とのキャッチボールをしたいと思いますが、私が言っているのは、建物の一部の利用じゃなくて、先ほど言いました、建物全体を小学校なり中学校なりと統合して、で、先ほどの教育長の中では、将来その可能性も出てくるということだけど今じゃないというお話なんですが、それはシミュレーションとして検討する中で、例えばその移転に関して1億円かかりましたと、逆に公民館を、まあまあ私的には、小学校の方が私的には便利かなと思いますけど、小学生を中学校の施設の中へ来るには、その方が規制がえらいかなと思いましたんで、たまたま小中学校の統合は小学校かなと思っただけであります、どちらでも持ってきた場合に、仮に5億円かかったと。それは明らかに1億円が、5億円の方が多いですけど、先ほど申し上げた通り、その公民館のこれから長い間の施設の利用を考えた場合の、総合的なトータルで割り返した場合は、費用対効果としても決しておかしなものじゃないと、私はそういう考え方を持っています。今、もう無理だから、ダメだからやらないと、シミュレーションは、1回やってみて、逆に今後において、その検討課題があった時も、あの時シミュレーションをした場合はこうだよと。だけど、その後何年か過ぎて、今の環境に合わせた場合はこれとこれを変えた場合はこうだというある程度の計算とか思いがたつと思うので、裏付けが。そのもとによって、いろんな政策を含めた中の施策として持っていくべきじゃないとないかと私は思いますが、その辺の教育長の認識はどうですか。

○議長（西沢哲朗） 北田教育長。

○教育長（北田愛治） シミュレーションについてですけれど、児童生徒が減少期になったときに、小川村の小学校、中学校をこれからどうしていったらいいかのシミュレーションについては、教育委員会でシミュレーションは行っております。施設をその後どう有効利用するかという、そのことについてはシミュレーションはしてありません。先ほど申しましたように施設の移転があって、じゃあ小中一貫校にするだとか、義務教育学校にするだとかということは、教育委員会としては本末転倒だと。あくまでも子供の教育が先にあって、施設をどうしていくかということが論じられるべきだらうなと思っています。費用対効果で、今お話されましたけども、そういうことが問題になるということになれば、それは首長の考えだらうなと思っています。教育委員会として、公民館の施設を移転、小中学校へ移転するから、そのために中学校を小学校に持っていく、費用対効果はこうだとかと

ということは、シミュレーションとしては馴染まないと思っております。あくまでも子どもの教育を考えた上で小中一貫校にする。じゃあ校舎一体化にしよう、じゃあその時の費用どのくらいかかるんだ、じゃあ別々にしといた方がいいのか。行き来はもう 100 メートルもありませんので、十分校舎分離型の義務教育学校一貫校としての成立はできますので、そういうことも含めた上で検討していくということが大事になるかなと思ってます。これはあくまでも教育長としての立場です。

○議長（西沢哲朗） 小林和人議員。

○7番（小林和人議員） 教育長らしいご答弁でした。確かに最後の判断云々は村全体を預かる首長及び副長になろうかなと思ってます。しかし、教育というのは、毎日の教育の日々やってる内容だけでなく、やはりその場の提供というのも合わせた教育の中に含めていく、当然ながら場がないとその教育が受けられないわけでありますので、当然、人口ビジョン等々がある中ですから、減少のシミュレーションは把握してるものと思いますが、そういう中で、何年後には色々な面で、統合になるのか、もしくは2学級になるのか、いろんなケースが考えられるかと思いますが、そこにおいて、当然なら提供する場、そういうものも一緒にの、そっちは首長で、そっちは教育長の立場からすればそういう答弁なのかなとは思いますが、全部その一体でないとその教育そのものが成り立っていないかという部分であります。そういう中で、首長とそれから副長に聞きたいと思いますが、そろそろ午前中のタイムアップにきましたので、この後は、お昼の間は十二分に考えていただいて、午後から村長と区長に答弁を願いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（西沢哲朗） ただ今、一般質問の途中ですが、昼食のため残時休憩とします。再開は午後1時15分です。

（午前11時49分）

（昼 食）

（午後1時13分）

○議長（西沢哲朗） 休憩を終わり、会議を再開します。引き続き一般質問を行います。

7番小林和人議員の一般質問を許します。染野村長。

○村長（染野隆嗣） 午前中のご質問でございます。今回のこの件につきましては、公民館の施設についての質問ということでございましたけども、小中学校等々、だいぶ広範囲にわたるような内容になってまいりましたが、いずれにいたしまして

も、大変重要な、行政を進める上でも大変重要な案件にあることは間違いございません。小中学校の状況等々の回答、教育長の方からお答えさせていただきましてけれども、様々な情勢がある中でございますが、そのために村の10カ年を見据えた振興計画があるわけでございますし、5カ年を見据えた基本計画があります。また、これも議会の議決をいただいている計画でございますけれども、5年ごとの過疎計画があるわけでございますし、また、公共施設というならば公共施設管理計画があるわけでございます。そういう計画を見据えながら、念頭に置きながら、また、社会情勢を鑑みながら、それぞれの行政事業に取り組んでまいりたいと、そんなふうに考えております。

○議長（西沢哲朗） 小林副村長。

○副村長（小林裕一郎） 全体的な話につきましては、村長が答弁した通りであります。様々なものとの整合性が必要かと考えております。その上で、くどいようですが、私は、現在策定中の財政推計、それから今後策定する上下水道の経営戦略、上下水道に関してはかなり老朽化が進んでおりますので、今後投資が必要になってくるということが考えられます。そういう優先順位を考える中で、仮に、仮にこの公民館の坂道の問題に取り組むにしても、私は個人的には優先順位はそれほど高くないのではないかというふうに考えておりますが、いずれにしても、お金の使い方につきましては、きちんと推計を立ててから考えたいというふうに捉えております。以上です。

○議長（西沢哲朗） 小林和人議員。

○7番（小林和人議員） いや、教育長の午前中の意見で、今の公民館を他の場所、仮に仮の話ですけども、学校施設となった場合に、最終的に判断は、教育委員会のレベルじゃなくて行政の判断だということで、午前中はとりあえず幕を閉じました。今、村長から答弁をいただいたのですが、ちょっとその辺が触れてないんで、仮にそういう施設、教育施設の学校というものを公民館施設にするという判断は、ケースによっては当然考えなくちゃいけない部分もあると思うんですが、そういうとこの可能性、今後において検討するのか、先ほどの午前中の答弁だけを聞けば、ほとんど今の場所以外はありえないというような考え方のお示しでしたが、再度お尋ねをいたします。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 教育長からも答弁がありましたけれども、まさに喫緊の課題であるわけでございます。具体的にいつからということにはなっておりませんけども、

喫緊の重要な課題であることは間違ひございません。また、公民館と結び付けて申し上げるならば、そういった小中学校の方針、展開がどうなるかによって、そういうことも十分、公民館も移転ということも、そういう状況の中では十分考えられるものと考えております。

○議長（西沢哲朗） 小林和人議員。

○7番（小林和人議員） 今日は公民館ということでお尋ねをしておりますが、結局、今日の話じゃないんですけど、全体の中の、他の施設にも多からず少なからずと言いますか影響してくる、昨今、公共施設の今後においてのあり方、継続もしくは払い下げ等々の中で論じて一緒に考えなくちゃいけない問題だと思います。是非、またこれを契機に、また頭の隅っこの中で、時々、時代の流れ、それから住民の要望等々踏まえた中で検討していっていただきたいと思います。それで、同じく先ほども、午前中も話に出ていました、非常に駐車スペースとして圧倒的に狭い。公的な行事が、村、地区、村全体を考えた場合には、いつも役場の職員等々が入口に立って誘導したり、他を駐車場にしたりということで、普段はいいのかもしれないけども、普段でも、少し、数十人単位になってくると、上っていったはいいが、俺の車は置けるかなという心配がある。圧倒的に駐車スペースとして狭いわけです。今後において、それこそ、あのままあそこの場所にあるとなれば、当然ついてくる。もう場所がないんだから、しょうがないしょうがない、じゃなくて、じゃあそれを解消するにはどうするんだ、どう考えているんだということも合わせて考えていかなければ当然ながらいけないと思いますが、その辺の認識はいかがですか。お3方にまた聞きたいと思います。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 公民館の駐車場というようなことでございますけれども、皆さんご存知の通り、大変、公民館に上ってからの駐車スペースは多分、数えてはございませんけども、20台、30台は無理だろうと思いますけど、そのぐらいのスペースしかございません。午前中にもお答えさせていただきましたけれども、通常の小さな団体等々が使われる分にしてはそんなに困ったことはありませんけれども、大きなイベント、村民を対象にしたようなイベントの時には、とても全く駐車場の用をなしていないというような、そんな状況でございます。また、全村民を対象にした大きなイベントとなりますと、当然平日ではなくて、日曜祭日ということになるわけですけれども、その時に限っては、役場の駐車場、中学校の駐車場、あるいは小学校の駐車場等々で対応しているというのが現状でございます。現状

ということで申し上げましたけれども、また公民館周辺のスペースについても、まだ工夫したいでは、もしかすれば5台、10台ぐらいはまだスペースが確保できるかもしれませんけれども、状況に応じながらそういったことも具体的に検討していく必要があるのかなと、こんなふうに考えております。

○議長（西沢哲朗） 小林和人議員。

○7番（小林和人議員） 現状は、今、村長もおっしゃる通り、誰が見ても足らないよなと。あそこの場所に位置的にある限り、これ以上の広いスペースというのはなかなか望めないよなと。普通に単純に考えられると人工的な立体駐車場かなという思いをします。今すぐどうこうとはもちろん考えておりませんけれども、将来的なそういうものも含めた中で、また検討していっていただきたいというふうに思っております。

次、その今公民館施設が当然あって、公民館長がおって、主事がおって、それから住民がおるという中での管理が進めておりますが、その管理経費の関係は主に人件費になろうかと思いますが、それと、先ほどのお話に出ました打ち合わせ等々の中で、ふるさとらんどもあればバスティもあると、そういう部分で利用が公民館だけじゃなくてあちこちに出てくる。悪いとは思いませんけども、その分公民館の利用率は減ってくるよなと。そういうことも合わせた中で、どのように捉えて、今後どういう展開で持つてこうかということのお考えをお示しを願いたいと思います。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 公民館の管理状況、あるいは場面によってはバスティあるいは郷土歴史館、ふるさとらんどの利用ということも考えられるわけですけれども、ちょっと具体的に利用状況ということで申し上げたいと思いますけれども、公民館でございますけれども、令和3年度には、公民館、年間を通じて2,000人の村民の方が利用されております。令和4年度が3,500人、令和5年度が4,600人。昨年度、令和6年度ですが、公民館利用者が5,000人というようなことで増えつつあるというような、そんな状況でございます。ちなみに、バスティでございますけれども、令和2年度が5,800人、令和3年度が7,500人、令和4年度が7,500人、令和5年度が7,800人、令和6年度が9,300人というようなことでございまして、これも年々かなり、昨年度は9,300人ということでございますので、増加傾向にございます。併せて、歴史資料館でございますが、令和2年度が3,700人、令和3年度が3,600人、令和4年度が4,300人、令和5年度が6,900人、昨年度

が同様に 6,900 人というような、そんな利用状況でございます。様々な要因があるうかと思いますし、施設、会場、それぞれの状況に応じて使い勝手がいいように村民の方々がそれぞれその時々の状況に応じて施設を利用していただいているような、まさにそんな状況かなというように思っております。まあまあそうは言いながらも 3 施設とも、相応に利用者数が増加傾向というようなことでございまして、施設を管理する側としましても、大変いい傾向だなというふうにも思っておりますし、また、ただ単に施設を提供するだけじゃなくて、やっぱりその時々の事情によりまして、村民の皆様方の自己事情、要望等々に反映できるように、また努めていく必要があるものと、こんなふうに考えております。

○議長（西沢哲朗） 小林副村長。

○副村長（小林裕一郎） 小林議員のご質問の趣旨は、多分、公民館に限らず、公共施設の中で、類似施設があるのであればそれを整理統合するということも検討したらどうかという趣旨が入っているのではないかと勝手に解釈をした上で答弁させていただきますけども、公民館、それからバステイ、それからふるさとらんど、それぞれ似通った施設ではありますが、少しずつ違ってるということで、過去の先輩方が建設が必要ということで判断されて建設されたものと捉えております。ただ、色々建設をするときには、村民の中から反対があったような施設もありますし、いろんな経過の中で、今のような形に落ち着いているというふうに理解しております。作られてしまったものについては、今更壊すわけにはいかないという現実がありますので、ではどうやって有効利用していくのか、それを考えなければならぬんだというふうに思っております。先ほど申し上げましたように、3 つの施設、似たようなところはありますけども、それぞれに少しずつ違うということがありますので、そこを村の発展のためにどうやって知恵を絞って活用しながらおかつ、できれば個人としては移住、定住にも絡めて使っていければいいのかなというふうに考えているところでございます。抽象的ですが、私の考えは、小林議員の質問の中身を私なりに勝手に解釈した答弁になっておりまして、違った申し込み訳ございませんが、私の考えを述べさせていただきました。

○議長（西沢哲朗） 北田教育長。

○教育長（北田愛治） 公民館と他の施設との関係ですけれども、教育委員会が所管する施設でいけば、ふるさとらんどと公民館ですけれども、競合関係は見当たらぬいと思っております。ふるさとらんどは企画展によるものであり、各種同好会等の使用はありません。バステイ高府については触れませんけれども、両施設とも

黒字化を目指すという施設ではありませんが、大いに利用する、活用することがもっと大事であり、また節約や、それでも収益につながるということは大事にしていきたいなと思っております。例えば、ふるさとらんどの歴史館では、歴史館運営委員会において、来館者数の増や収入増に向けてどうしていったらいいか、企画展の中身とか、それから 70 周年に向けての企画展の内容を独自に計画する等のことを行っています。また公民館は、どこの市町村においても、高齢化や若者の考え方等によって、利用者は全国的に減ってきてているのが実情です。ただ、小川村の公民館、先ほど村長の方からも話がありましたけれども、令和 3 年度 2,000 人台、コロナの影響もありますけれども、今は、昨年度 5,000 人と上がってきています。ただ、図書館利用は減ってきております。こういう状況の中、文化協会の会員数も減ってきております。でも、そんな中、昨年度 2 つの会員が増えました。アコギの会と、小川音頭愛好会が増え、今年度はさらにコーラスが 1 つ文化協会に入るようになり、増えてきております。また、今年の熟年大学では 10 講座を予定して、1 つ講座を多くし、戦後 80 年を記念して戦争の講座を 1 つ開いて、昔の戦争の様子に思いをいたすというようなことも考えております。8 月に全戸配布した 9 月、10 月の開始の講座、ウクレレの講座と、ロープワークの講座、これも今年度から計画しました。ウクレレ講座は早々に定員オーバー、ロープワークも順調に開催できる運びになっております。こうしたことで、公民館の本来の役割である社会教育の充実ということに結びつけて、公民館が考えている、集う、学ぶ、つながるというそのスローガンに向けて、スタッフ一同頑張っているところであるというふうに認識しております。

○議長（西沢哲朗） 小林和人議員。

○7 番（小林和人議員） 副村長には、鏡で私の言いたいことを映してある内容で、代わって質問してもらいたいなと思うぐらいであります。まさにそういうことを含めた中で、今となっては、あの当時なんでというものもありますけど、現実的には、先ほどの村長のお言葉を借りるわけではありませんけども、あるものはより利用する、それが望むところだろうと。ただし、来館者も非常に多くなってくると、先ほど村長も言っていましたけども、そこに経費がどんどん膨大化してくるのは、これ毎年毎年のもう固定経費になりますので、どうやって膨大化しないよう抑えれるか。一例を申し上げれば、ちょっと公民館ではないのですけども、びっくりなどが、当初できた時には年間維持経費、確か私の記憶では 2,000 万ぐらい。数字間違ってたらすいません。で、途中から倍の 4,000 万近くになってきて、それで

また削減しようということやって、一時期 2,000 万台まで戻りました。今はいろんな面で大きくなってきて 8,000 万ですよね。毎年黙っていたって 8,000 万かかるわけですよ。ここにおいては、国、県からの助成も補助もほとんど見込めない中、これからも延々とそれがかかっていく。そういう中で利用はしていただきたい。これはもうせっかくあるものですから求めるところであります、でも、年間最低限ここまで維持経費でないと、年々年々膨大で経費がそこで掛かっていくと、地区要望とかそういうところに見返りが反映してくるのかなと。昨日の新井議員の話でもないんですけども、ちょっとびっくりんどの話になって恐縮ですけども、やはりそれは冬もやれば利用する人たちにとっては大変ありがたいことですが、年間経費を考えれば、冬も休みにする考え方も 1 つ出てくるかなと。ただし、冬休みにしても、今は知りませんけど、当時私来た頃は、年間やつても光熱費云々で 200 万から 300 万だという話で、そんな程度のお金があったら冬もやった方が便利がいいかなとは思います。そういうことも含めた中で、やはり利用はしてもらいたいけども、それと相反する面で、年間の維持経費もきっちり管理して、ある程度膨大化していかないものに考えて、きっちり管理をしていかなければいけないんじゃないかなと思っております。併せて、先ほど耐震工事のお話も聞かせていただきました。耐震工事やったからまた延々といいのかなという話、決してそうではないよなと。やった部分は非常に耐震化されていますけども、元々がもう 50 年を過ぎた建物で、地震とか何か来た時に、最新の部分は残っていますけど、他の部分がそれに耐えられなくて、またクラックが来たとかっていう想定も、今後大きな補修工事も考えられます。その積立金もあるわけですが、とてもその金額だけでは他の色々な公共施設を考えれば、まわらないだろうなというふうに考えられるわけですが、財政も踏まえた中での、今後の維持経費についてはもっともっときっちり目を光らせるべきだと私は思いますが、村長、再度いかがですか。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 費用対効果ということでよく言われるわけでございますけども、公共施設というのは、もちろん経費、それ相応の利用がなければいけません。特に公民館で言うならば、社会教育といった面から言うならば、地域づくりであったり、生きがいにつながる学習、生涯学習であったり、様々な要件があるわけでございます。公共施設、様々な施設がありますけれども、村民に向けた、村民の方々が有効に利用していくのが目的でありますので、利用料で運営費を賄うというような、そういった施設ではございません。施設それぞれの目的があるわけで

ございますので、言い方は違いますけれども、いかに村民の皆様々に、多くの方々に有効に利用していただくかというのは課題であります。村民の皆様方にそれぞれの施設を有効に利用していただくならば、それが行政としては最大の効果であろうと、そんなふうにも思っております。そういった面も含めて、先ほど塙田議員のご質問もございましたけれども、施設の状況等々も十分村民の皆様方に分かるように広報しながら、また有効に利用していただけるように改善点、改修点があれば直していきたいと、こんなふうに考えております。

○議長（西沢哲朗） 小林和人議員。

○7番（小林和人議員） 今後におきましても、昨日今日の答弁の中にもありました、いろんな面で検討委員会等々はございますけども、じゃあ検討委員会で住民の全てのことが網羅されている、そうとは私は決して思いません。ただ、そういうものを基準にいろいろなことを考える、これはこれでいいと思うんですが、その検討委員会の皆さんも、じゃあその自分のそれぞれ立場で入っているわけですが、入っている立場の部分のエリアは理解してますけども、じゃあ村民の意見を広くそこまで理解しているかとなると、なかなかその辺も難しいなと思います。ただ、いろんな面での問題の洗い出し、今後の検討課題というのは、そういう委員会を基にしていかなくちゃ、なくてはならないもんだとは思っております。今後においても、そういう検討委員会等々にはもっと中身の濃い部分を検討して、それともとにあらゆる方向に触手を伸ばして検討していっていただきたいと。最終的ないろんなものにおいては、もう当然ながらいろんなものが絡んできますんで、悲しいかな首長の判断、その部分は個になるかもしれませんけども、私、時々言いますが、議員は10人ですけど村長は1人なんで、同じ選挙を終えた中で、やはりそれだけ私どもよか大きな権限もありますけども、その部分の膨大な責任も負ってる中で、大変ご苦労だとは思いますけども、踏まえた中で頑張って行っていただきたいと、村長の応援演説ではありませんけどもそうは思います。そういう中で、ちょっと私の認識よくわかりませんけども、今、循環バス村内にありますが、この役場近辺では止まりますけども、これをある意味、公民館まで一旦足を伸ばすとか、そういうことは可能なんでしょうか。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 可能かどうかというご質問でございますけども、時間にして、登ってくるだけの時間とするならば数分ということでございますので、可能かどうかということでお答えするならば、可能だというふうにお答えさせていただきま

す。ただ、出発時間、循環バス、スクールバスも兼ねている場面もあるわけですので、その3便のうちの1便がそういうことが可能かどうかということだというふうに思いますけども、スクールバス兼用のといった部分では不可能だとは思いますけれども、そんな状況でございます。

○議長（西沢哲朗） 小林和人議員。

○7番（小林和人議員） 今、循環バスがある中で、たまに循環バスデマンドバス等の利用の申し込み等々予約をしても、基本的に返ってくることは、子供たちのスクールバスの利用云々で、他には手が回らないと。非常に運転手不足という課題の中、行政としても対応を今考えてるところだとは当然思いますけども、すぐこう間に合ってこない。惜しいな1人運転手を増やせばもっと住民ニーズにあった運行ができるなというように思ってますけども、今後またその循環バスもより住民サービスに応えられるようやってくれるところを望んでいくところであります。できれば公民館、先ほどの村長の言葉じゃないんですけど、ほんのちよびっとの時間でできますので、そうすれば、ここに来るからわざわざ下まで降りて行かなくてもいやなという思いをすれば、いろんな面での考え方によっては危険回避、安全にできる部分にもつながっていくかなと思いますんで、そういうことも踏まえた中で今後の課題として考えていくべきだなと思っております。たまにこうやって質問をしないと、なかなか行政の皆さんも、検討する検討するという話だけで、ほとんど自分の思っているとこでダメだなとかで扉が閉まってしまいますので、また折に触れた中で色々な話で掘り起こしていきたいというふうに思っております。

次、農物産館の施設、この後の峰村同僚議員にも同じ項目でありましたが、私、今日午前中、私はその質問はもう峰村さんに任せるからっていう話もさしてもらいましたけども、たまたままだ時間もありますんで、ちょうど今年、今までの課題にあったように、色々な動きの中で、現状に至っております。それで、当然、公の施設ですので、高熱費等々、この他にもBGMとかいろんな面で若干の経費がかかっておると。このままずっとおいても最低その分、一月数千円だから数万になるのかちょっとわかりませんけども、経費がかかっていると。そういう中で、それこそ公共建物としてのこれからの中間維持の計画の中でも、いろんな面で払い下げに、もし利用したいという人があれば払い下げてもいいんじゃないかと。誰も利用者がなければもう毎月の固定経費が掛からないだけの処理をしてもいいんじゃないかなというふうに思っておりますが、今後の対応についてどの

ようにお考えなのか、お示しを願いたいと思います。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 農物産館についてでございますけれども、当初、地元の皆さんの大変熱い要望がございまして建築された経過でございます、平成7年に事情がございまして建て替えし、今日に至ってるといったそんな建物でございます。指定管理施設として指定管理に出したのが平成17年からでございまして、今日に至っているという状況でございます。指定管理につきましては、昨年の11月、撤退された業者がございまして、現在は、言葉は不適切ですが、未使用の状態というようなことでございます。現在、改めて指定管理を募集して、募集期間今月いっぱいということで募集しておりますけれども、まだ具体的に書類が出ているわけではございませんけれども、問い合わせが1、2件あるように聞いております。また、そういったことで、興味を示されている方がおられますので、その方が期限までの、今月末までに書類を出していただければなというふうにも思っております。どういった使い勝手があるのか、どういったことを計画してかはまだ全然聞いておりませんけれども、そういったことで施設の場所も踏まえて、大変魅力的な場所でもあるわけでございます。どういった利用方法があるかどうかはわかりませんけれども、今月末までの申し込み状況を見させていただきまして、今後のどんな方向性も踏まえて今後のどんな利用ができるのか、払い下げも踏まえてというようなことも当然念頭におかなければなりませんけれども、そういった現状と申し上げましたが、よろしくお願ひいたします。

○議長（西沢哲朗） 小林和人議員。

○7番（小林和人議員） 今の話を聞く中で、申し込みが2、3あるように聞いてると。もし差し支えなければ、細かいことは聞きませんけども、どういうふうに利用して申し込みたいのか、なんかその情報あったら少しここで提示してくれませんか。

○議長（西沢哲朗） 高羽建設経済課長。

○建設経済課長（高羽哲夫） 1件目は、奥さんが実際には経営しようかどうかというところで、その旦那さんが問い合わせてきた。実際には話をしてみるとちょっと難しいかなということの段階に今あるという状況であります。もう1件は、先月行われました大洞のサマーフェスティバルの立ち話の時に、募集がありますっていうような中で、私もちょっとやってみたいかなっていう声がけがあつただけで、今ちょっと、そういうことであればこちらの方に来て、説明聞いてほしいというふうに投げかけているんですが、今のところお見えにはなってないという段階で

あります。

○議長（西沢哲朗） 小林和人議員。

○7番（小林和人議員） 利用したいということがわかりましたけど、どんなことで利用したいのかということをお願いします。

○議長（西沢哲朗） 高羽建設経済課長。

○建設経済課長（高羽哲夫） お2方とも食べ物の飲食業の関係のようあります。

○議長（西沢哲朗） 小林和人議員。

○7番（小林和人議員） 前回の6月の流れを見ている中で、あの時にもいろいろ質疑をさせていただきましたけども、私が1番心配するのはね、そういうもの、飲食業であろうが利用しても、せっかくある施設ですから利用してもらえば結構なんですが、利用しましたよ、1年か2年で、辞めました、できません云々とかっていう、表現悪いんですが、子供がお遊戯やってるのとは全然違うわけで、要するに、もう公共施設として村が絡んだ中での指定管理等々に出すわけですから、今後においてどういう申し込みがあるやらないやら分かりませんけども、仮にあつた場合には、当然、これだけで年間の生計が立つものではないと思います。そういう面で、半分は自分のやりたいという意識の中で、他のメインの生活があって、その他にできるところでやってみたいという施設だというふうに思っております。今後において、その選択、色々な中で決める時にもその辺を踏まえた中できっちりしてもらわないと、またこの前の二の舞になるとも限りません。そして基本的には申し込みたい人に使ってもらえばいいのかなという思いもしますけども、じゃあ、年間のいろんな当然また経費もかかってくるわけですし、公共建物としての管理計画の中で、少しでも身軽にしていく方向へ向かっていくのが1つの大きな目標でもありますので、なんでもかんでも申し込みがあったから任せることではなくて、今後の公共施設の維持管理、全体を含めた中の1つの物産館としてどういうふうに捉えるか、そういうことまで考えた中で、当然ながらしつかり吟味していくかないと、同じことを2度3度やって繰り返しすると、それこそ今度は逆に村民の方から、行政として何やってんだと、議会として何やってんだということになるかと思います。今後の対応においては、そういうことも含めた中でしっかりと吟味の上で検討していただきたいというふうに私は思ってますが、村長、いかがですか。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 物産館の件につきましては、今回、定例議会の全員協議会でもお

わびを申し上げたところでございますけれども、議会にも大変な失礼をしてしまいました。そんなことも踏まえてでございますけれども、今、小林議員のご指摘の通り、指定期間は5カ年ということでございます。5カ年の中で、どんな経営計画を持っているのか、どんな使用目的があるのか、十分確かめていく必要があるものというふうにも思っております。また、物産館ですが、先ほど平成7年に建築から今日と申し上げましたけれども、大洞高原、アルプスラインの道沿いというようなことで、大変、大切な、村としても観光面からも大変重要な位置づけでございますし、そういう物件でございます。また、2度、3度と、やってみたらダメだとはというようなことのないように、十分そういったことも見据えながら、指定管理申し込みがあれば、十分検討しながら進めていきたいと、こんなふうに考えております。

○議長（西沢哲朗） 小林和人議員。

○7番（小林和人議員） 今回の6月の流れを見れば、どうしてもやってみたい、やってみたいという気持ちは非常に持っているんですが、その経営という面で、当面出てくる村の色々な助成金を頼りにしてるなという場面も、ややもすれば見られる部分もあります。そういう面で、少なくとも指定管理にした場合は5年間というものがありますから、それは少なくとも、指定管理になった5年間だけでもきっちりやってもらわないと、コロンコロン、コロンコロン、あっちかわりこっちかわりということは絶対まずいというふうに思っております。しつこいようですが、今後、その決める部分においては、十分吟味の上、同じことが行われなくて、みんなそれぞれ人間の信頼関係を崩さない、やってよかったです、私の生活の1つとして楽しんでやってるよ、住民も、たまに利用させてもらってよかったです。ああいう場所ですから、村外者も来まして、観光面で来て、ちょうどいい、山のてっぺんに一休憩するのにいい部分があつていいよなという、村においても観光においても、それから個人的なそういう人たちの生きがいの中にも繋がっていけるような施設に、是非是非、前例があるもので、この次はより慎重にしっかりやっていただきたいというふうに思っております。くどいようですが、村長、そういうことでよろしいですか。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 農物産館につきましては、昨年の11月にそれまで経営された方が撤退されたっていうような状況、また、この6月議会にも提出させていただきましたけれども、新たな指定管理者ということでご決定をいただいたにもかかわらず

ず、実際には経営状況にはならなかつたという、そんな状況でございます。また、今回そういったことになれば、年度途中ということも踏まえて言うならば、3度目というようなことにもなるわけでございます。また、先ほど、興味を示されてる方が1人、2人おられるということで申し上げただけであつて、具体的な内容は聞いておりませんけれども、ただ今、小林議員のご指摘の通り、そういったことのないようですが、十分留意しながら、指定管理者、また決定になるかどうかわかりませんけども、そんなふうに取り組んでまいりたいと、そんなふうに考えております。

○議長（西沢哲朗） 小林和人議員。

○7番（小林和人議員） 同じ質問の中で、過去にも質問内容くどくど申し上げましたが、ひとえに、いい村になっていっていただきたいと。また、時々は指摘をしないと、すぐよそへ行って、忘れてとは言いませんけども、忘れっぽくなっている部分もありますので、今後においても、また村の両輪たる、いろんな面でキャッチボールができればいいかなと思っております。以上を持ちまして私の質問は終わりにしたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（西沢哲朗） 以上をもって、7番小林和人議員の一般質問を終結いたします。ただ今、一般質問の途中ですが、暫時休憩とします。再開は午後2時05分とします。

（午後1時55分）

（休 憩）

（午後2時04分）

○議長（西沢哲朗） 休憩を終わり、引き続き一般質問を行います。10番峰村正一議員の一般質問を許します。10番 峰村正一議員。

○10番（峰村正一議員） それでは、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。9月の定例議会におきまして、3項目について質問をさせていただきます。昨日と本日と同僚議員と質問が重複しますが、村長、よろしくお願ひいたします。まず、最初の質問事項でございますが、防災減災について質問したいと思います。2014年の11月22日22時、長野県北部白馬村を震源として発生しましたマグニチュード6.7の地震、小谷村、小川村、長野市で最大震度6弱の地震が発生しました。早11年、また、3年前の豪雨災害も記憶に新しいところでございます。時間の経過とともに記憶も薄れがちになってきます。小川村振興計画第4節防災の中でも、小川村地域防災計画の全面的な見直しをはじめ、災害対策基本法の改正、村民の実態に合わせた修正及び見直しがなされてきたものと理解いたします。しかしながら、

防災と減災はどちらも災害への備えを意味する言葉ですが、それぞれ違った意味合があります。減災は1995年、阪神淡路大震災の経験から生まれた取り組みでございます。私ごとで大変恐縮でございますが、この阪神淡路大震災があった次の日、私たちも当時自衛官だったですから、次の日に神戸に駆けつけました。そんな経験もございます。災害または被害は生じるものという考えを前提とし、その被害を最小限に抑えるために備える事前対策でございます。災害被害を軽減するためには、個人、家族1人1人が自分の身を守る自助。自助というのは、自分の命と財産は自分で守るという考えに基づき、災害時に自分や家族の安全確保のために、自分自身での備えや行動のことです。具体的には、食料、水の備蓄、非常持ち出し袋の準備、家族との確認方法を決めておくなどのことです。また、ご近所、組内、地域や身近な人々で助け合う共助、行政や消防、警察、自衛隊など、国が行う公助、以上の3つがそれぞれ機能し、円滑に連携強化することが大切だと思います。いずれにしても、家族間での防災会議を開くことが大切でございます。災害が発生した時の家族の安否確認方法、非常時の集合場所とか、幼稚園、小学校等の子供の引き取り方法等、また学校や職場の避難場所、連絡すべき親戚や知人への連絡方法、安否確認、無事を知らせる方法、災害用伝言ダイヤル171番のサービス等。そして、普段から1番大切なことでございますと、お隣、ご近所の人、地域の皆さんとのつながりを大切にすることが大切だと考えます。共助は、日頃の近所付き合いがないと効果を発揮できません。日頃から周辺の人と声を掛け合い、助け合える関係を築いて、防災減災意識を高めることが大切だと考えます。長々と申し上げてきましたが、小川村地域防災計画の全面的な見直しを始め、災害対策基本法の改正、村民の実態に合わせた修正及び見直しがなされましたが、現時点での小川村防災減災対策の現状を染野村長にお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（西沢哲朗） 答弁願います。染野村長。

○村長（染野隆嗣） 防災、災害対策の現状というご質問でございます。一昨日ですかね、避難訓練を実施いたしました。私たちに災害を防ぐことはできませんけれども、被害を最小限に食いとどめることはできるわけでございます。また、地域の皆様方も十分な連携を取りながら、また行政としても防災減災に努めてまいりたいと改めて思ったところでございます。村の状況ということのご質問でございますけれども、申し上げたいと思います。小川村の防災計画、すでに皆さんご存知のところでございますけれど、改めて申し上げたいと思いますけれども、国が定める災害対策基本

法に基づき策定されているもので、県の指針、村の情勢を勘案し、必要に応じて防災計画を修正することとなっております。村の防災計画は、特に大きな改正を行い、現在の加除本になったものが平成23年度でございまして、以降、平成27年、平成30年、令和3年と見直しを行ってきました、直近では昨年度、防災会議を開催した経過でございます。昨年、令和6年度の大きな改正点を申し上げますが、盛土による災害防止、防災行動計画の策定、個別避難計画の義務化、避難所の感染症対策、備蓄の促進、防災教育の推進、また広域避難の受け入れ情報提供など、いずれも国、災害対策基本法、県の改正に照らしているものでの改正となったところでございます。災害対策の現状ということでございますけれども、生活環境創生交付金を活用いたしまして、備蓄品の整備を令和6年度予算額3,200万で年度繰り越しとなって、今年度、今実施中というような、そんな内容のものでございます。かいつまんでごくごく一部を申し上げますけれども、トイレトレーラー1台、トイレけん引用車両1台、避難所用蓄電池4機、避難所用発電機10機、防災備蓄庫他等々の整備を図ることとし、現在進めているところでございます。また、この他にも、地域ごとに違うんですが、防災マップが平成23年に策定され、村内22地区に分け作成済みといった、そんな状況でございます。喫緊の防災計画の改正、また今補助事業をいただいての備蓄品の整備というようなことで、現状ということで申し上げました。

○議長（西沢哲朗） 峰村正一議員。

○10番（峰村正一議員） ありがとうございました。一昨日行われました小川村防災訓練は、初期避難所への避難訓練で各地区独自の訓練が実施されております。我が稲丘地区も、初期消火訓練、ホースの展張訓練等、消防団員の皆様にはご苦労をいたしております。1つここでご提案でございますが、小川村消防団員、また役場職員と住民の皆様、そして議員を含めた防災減災講習会を、小川村公民館等をお借りして開催したらいかがでしょうか。わたしは、長野県危機管理防災課の人と面識がございます。東日本大震災、能登半島地震等の経験を踏まえた現場を見てきた生の人でございます。住民の皆様はじめ、消防団員、役場の職員の皆様、そしてみんなで防災減災意識を高めるためにも勉強会を開催し、実施したらと考えますが、染野村長、いかがですか。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 消防団員、職員、住民を対象にして防災講習会というようなものを開催してみてはどうかというような、そんなご質問をいただきました。防災対策等々について、一昨日もある地域で申し上げましたけれども、防災対策はこれで万

全というようなことは決してあるわけではございません。あらゆる手段、あらゆる機会をとらえて、様々な災害対策に備える必要があるものと思っております。先ほど、一昨日の防災避難訓練の状況のお話も出ましたけれども、防災減災講習会は、災害に備えるための知識や技術を学び、住民意識の向上を目的としているわけでございます。一昨日の防災訓練、各地域ともそれぞれ違った取り組みが行われましたけれども、各地域ともに防災訓練実施計画が、各区あるいは各分団等とも協議をいただきながら、村に避難した後の対応についてご報告をいただいております。各地域とも様々でございますけれども、砂防事務所職員による講習会を実施した地域、消防団員によります講習会のほか、村の備蓄品を説明していただいた地域、防災に関わるビデオ鑑賞、ハザードマップの確認、消火器による初期消火訓練、土のう作りなど、それぞれ地域等々で、毎年工夫を凝らしながら様々な対応を行っているというような、そんな状況でございます。一昨日の避難訓練、村の約半分の方、正確に言うと 47 パーセントだったというような気がしますけども、半数の方が参加されておりまして、大変各地域ともそれぞれ有意義な防災訓練ができたんだろうというふうにも思っております。今、改めてでございますけども、消防団員、役場職員、住民を踏まえて、こういった講習会等々も開いたらどうかというお尋ねでございます。また、これすぐ実施するとは申し上げませんけども、申し上げたかったのは、各地域それぞれで講習会を実施したり備蓄品の確認をしたり、様々な対応を詳細に具体的に取り組んでいただきました。また、全村民を対象にしたこういった講習会等々につきましては、またここではご返事できませんけれども、区長会やら、また消防団の分団長会等々もございますので、また年間を通じてこうしたことの必要性、また実施状況等々についてもご相談申し上げながら検討したいと、こんなふうに考えております。

○議長（西沢哲朗） 峰村正一議員。

○10 番（峰村正一議員） ありがとうございます。消防団員の知識習得、向上のためにも、また分団長会議等におきまして、是非、こういう話が出てるけど、講習会みんなで勉強して、向上のためにどうかということで、是非お話ししてもらいたいと思います。いつ起こるか分からない震災、豪雨災害等々に対しまして、防災減災意識を高めることが大切だと考えると同時に、防災減災知識を高める、またそういうことも非常に大切だと思います。小川村地域防災計画、そして村民の実態に合わせた修正、見直しを今後も常に考えていくっていただきたいと思います。

続きまして、2 番目の質問でございますが、小川村移住体験宿泊施設の現状と課

題でございます。移住体験施設は本来の目的として、移住を検討している遠方に住む方々に、春夏秋冬どの時期でも施設を利用していただき、小川村をより深く知つていただきための施設だと理解しております。また、家族で移住してもらうためにもファミリー向けの作りになっており、冷暖房完備かつ安価で利用できる設定になっています。私も利用者の姿をお見かけいたします。令和6年度主要施策の実績報告書によりますと、令和6年度の移住体験施設の運営状況は、45組127人の利用で40万1,000円を計上しております。その点において、施設活用は十分機能していると思います。しかし、この施設がこれまで稼働してきた実績、宿泊客数と、そしてそれが本来の結果、移住者の増加にどこまでつながったのか、果たして費用対効果はどうなのかの検証は行われているのか。また、これまでの施設利用のデータ分析と、施設利用者の皆さんにアンケートを書いていただいていると思いますが、これをデータ化して活用しているのかどうか、実際のところを総務課長にお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（西沢哲朗） 大日方総務課長。

○総務課長（大日方浩和） 峰村議員から移住体験施設の利用状況というご質問でありますけれども、先ほど、令和6年度の状況は主要施策の方を見ていただきてお話をいただきましたけれども、直近5年ほどの利用状況をお知らせしたいと思います。令和2年度が利用組数19組、利用人数64人、令和3年度が41組、126人、令和4年度が47組、136人、令和5年度が42組、104人という状況となっております。で、もう1点の費用対効果の部分なんですけれども、この施設を利用したからすぐに移住につながるというものではございませんので、目に見える効果は多くありません。しかし、利用された方で移住された方も何名かいるようあります。この施設を利用して空き家バンクに登録されまして、現在2世帯4人が移住をしたという状況であります。この施設を利用したから移住につながったどうかは分かりませんけれども、少なくともこの施設の利用をきっかけに小川村を知つていただけたというふうに思つております。それからアンケートにつきましては、すいませんが書いてはいただいておりますけれども、データ化はしておりません。アンケート内容、また参考にしまして、施設の改善や移住定住相談会の時に小川村の魅力等の情報を提供できるようにまた活用していきたいと、そんなふうに思つておるところであります。以上です。

○議長（西沢哲朗） 峰村正一議員。

○10番（峰村正一議員） やはり1番大事な、せっかくアンケートを書いてもらつてい

るのですから、それをやはりデータ化して分析して、今後につなげるということは非常に大事なことだと思います。これは必ずやってきいただきたいと思います。以前、ロマン館に宿泊中のお客様からですね、本当は向こうに見える施設、移住体験施設に泊まりたかったんですよ。でも、いつも泊まりたい時にお電話しても先客で埋まって取れないと。1週間ゆっくりと体験施設に泊まって、小川村の村内も見て回りたい、また空き家バンクに登録している家等も見てみ回りたいのですが、いつも宿泊できないんです。そういうお客様もおりました。先ほど、総務課長のお話によりますと、今まで10年近く経つんですかね、この移住施設が始まってから2組で4名の移住があったと。もうちょっと私はあったように思うんですが、実際のそれが数字だということだと思います。特に、問題として挙げられるのは、はっきりと移住と関係のない人が繰り返し施設を利用している点であると思います。2回ぐらいまでは許されるのかな、3回、4回と。とにかく値段が安いものですから、家族5人で来ても1日5,000円、1人1,000円なわけです。そういう人たちはもう3カ月前に予約が取れるということをよく内容を知っていますし、5月の連休でも2月にも電話して、いいところはもう1週間抑えてしまう、また5月に来て、8月の夏休みとお盆と、みんなそういうところも抑えてしまうと、そういうような傾向があると。これはちょっと公正に欠けるのではないか。これはちゃんとやっぱりデータ取ったりアンケート取ったり、本当に小川村に移住する気があるのでしょうかとか、いろんなことをやっぱり検討していかないとやはりいけないと思います。今後、やはりそのちゃんとしたデータをとって分析して、それで、やはり移住体験施設を名乗っているのですから、やっぱり移住してもらいたい、そんな思いでございます。最後に総合的に判断していただきまして、染野村長のお考えをお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 大洞の移住体験施設でございますけど、すいません、建築年数はすぐ出てきませんけど、間違いなく10年前後だというふうに思っています。施設の目的は、村に4、5日、1週間住んでいただいて、村の様子を見ていただいて移住につなぎたいというような、こんな目的の建物でございます。今お話をありました通り、年約40組、人数で百数十人、110人、120人というような方々が利用されて、3カ月前の予約がいっぱいというような、そんな状況でございます。それが移住につながったかどうかというのは、具体的に数値ではなかなか把握できませんけれども、来た方だけではなくて、来た方が自分の生活している地元のところに戻って、

友達や仲間や知人に、小川村へ行ったのはこうだった、こんなとこうだったよとか、そんな口コミで小川村を知っていただくいい機会になるのだろうというふうにも思ってます。また、直接的に結果的に移住につながったかどうかというのは、データ化されておりませんし、数値では把握はできておりませんけれども、還元人口という言葉もありますけれども、村を知っていただく、村外から、県外から村に来ていただくということがまず第一の目的でございまして、それが口コミによって小川村のことが広がるっていうのは大変重要なことと考えます。ただし、移住体験という目的のものでございますので、その成果が出ることが望ましいわけですけども、なかなか難しいものというふうにも思っております。かと言って、予約された方があなたがどのぐらい移住の気持ちがあるかどうかなんて確認できるものでもございませんし、なかなかそこは難しいところでございますけれど、また今後ともですね、確かにご指摘の通り、同じ人が2度、3度となると、ちょっとだんだん目的が何なのかなんて考えてしまいますが、いずれにしましても、多くの方に村に足を運んでいただいて、また何泊かしていただいて、小川村を隅々まで知っていただく、大変有意義なものと考えております。使用方法云々につきましては、また現場の状況も鑑みながらまた判断してまいりたいと、そのように考えます。

○議長（西沢哲朗） 峰村正一議員。

○10番（峰村正一議員） この際ですね、総合的に移住体験施設の利用規約を修正すべきだと思います。例えば宿泊回数のまず制限、そして価格の見直し。現状1泊5,000円で、それが1週間泊っても3万5,000円なわけですよね。これはまたこれでいいのか、そんなことも行政の中で検討していただきたいと思います。そして、1番大事なこの施設利用のデータ、さっきから何回も言っていますがデータの分析、せっかくアンケートを書いてもらっておるのに、これをデータ化しないという手はないと思います。利用規約の修正をお願いしたいと思います。以上をもちまして移住体験施設の質問は終わらせていただきます。

最後の質問となりますのが、先ほどの小林議員、同僚議員とも重複してしまいますが、よろしくお願いします。農物産館の件でございます。平成7年に起工され、本年度でちょうど30年を向かえます。今後の農物産館のあり方がありますが、使用方法とかあり方を、村長、どんなふうにお考えでしょうか。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 農物産館でございますが、これも先に小林議員からもご質問をいたいたいた施設でございます。この施設どんなふうに考えているかというようなことで

ございますけれども、当初は、地元地域の皆さんのが地元地域の「おやき」を販売したいというような目的で建築した経過でございます。村も観光資源、そんなに多いわけではございませんけれども、大洞高原がまさにその1つでございまして、天文台も踏まえて大洞高原というようなことでPR等としている状況でございます。位置的にも、アルプスライン沿いであったり、大変景観のいいところであったり、大洞高原の中央であったり、またロマン館とも道を挟んで向き合いみたいな位置にあるわけでございまして、大変条件がいい施設だというように私は思っております。また、観光面からも、ロマン館も踏まえて、相乗効果で足を運んでいただく方、村に来て、いい所だなと思っていただく方が多く増えることを願うところでござります。農物産館の利用方法ということでございますけども、今募集中でございまして、手を挙げていただくか書類を提出するかどうか聞いてはおりませんけれども、そういった意味合いで大いに有効利用していただくことを望むものでございます。繰り返しになってしまいますが、ロマン館も今新たな指定管理者となりましたけれども、大変好評いただいているようにお聞きしております。相乗効果で一帯がさらに観光といった面でも、多くの方々に足を運んでいただける、そんな利用方法にしていただければと、こんなふうに考えております。

○議長（西沢哲朗） 峰村正一議員。

○10番（峰村正一議員） もう1つ村長に質問したいと思いますが、もしですね、指定管理者がどうしても決まらなかつた場合、今後1年とか2年とか先の期限を決めて、村の公の施設から外す、そんなことも考えいかなくてはいけない時期が来るのかなと判断しますが、村長、いかがですか。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） いい具体例をいただきました。今言うように、大変皆さんの目につくところでございまして、道沿いでございます。そういう位置にあるわけでございますが、あれが2年も3年もそのままとなると、むしろ逆効果でございまして、来られた方が、去年も来たがこうだった、また今も何にもなってないということで、きっとマイナスイメージになっていくんだろうと、そんな心配もされています。今、募集中ということで、具体的にいつまでとは考えておりませんけれども、もし複数年、今の状況だとするならば、それ相応の判断をしなければならないものと思っております。しかしながら、今、指定管理を募集している状況でございますが、できる限り地域の皆さんも踏まえて、是非良好な利用をしていただきたいと、こんなふうにいて考えています。繰り返しになりますし、結論申し上げますと、今の状態が

数年続くということだったら、まさに極端な話、取り壊しというようなことまで考
える必要があるものと、そんなふうに考えます。

○議長（西沢哲朗） 峰村正一議員。

○10番（峰村正一議員） ありがとうございます。実はここで申し上げるのですが、こ
の間、ロマン館の今の指定管理者の、オーガニックリゾートホールディングスの支
配人と話す機会がございました。その中で、農物産館について前向きに考えてみた
い、そんなお話を頂戴しました。これは、建設経済課長がいいのか、企画財政係長
がロマン館を担当していますので、またロマン館に上がっていって、ちょっとお話を
聞いてもらえばいいのかな、そんなことでございます。いずれにしましても、以
前の大洞地場産センターがあったような活気のある指定管理者が早く決まることを
願いまして、私の一般質問を終了したいと思います。ありがとうございました。

○議長（西沢哲朗） 以上をもって、10番峰村正一議員の一般質問を終結いたします。

ただ今、一般質問の途中ですが、暫時休憩とします。再開は午後2時50分としま
す。

（午後2時39分）

（休 憩）

（午後2時49分）

○議長（西沢哲朗） 休憩を終わり、引き続き一般質問を行います。11番松本敏照議員の
一般質問を許します。11番 松本敏照議員。

○11番（松本敏照議員） それでは、通告に基づきまして、私の地元高府地区の方々か
ら、私たちに代わって染野村長さんに聞いてくれと委ねられた事柄を中心に、地区の
皆さんに代わって質問いたします。質問内容の一部は、一般質問初日、そして本日、
同僚議員がすでに質問したテーマと重複いたしますが、内容の重複を避けた上で視
点を変えて、補足的に質問いたしますので、ご容赦いただきたいと存じます。本日、
機会をいただきまして伺いたい質問項目は次の4つであります。1つ目は、人
口減少対策に関する事、2つ目は、令和6年度の決算に関する事、3つ目は、
会計年度任用職員を含む職員、地域おこし協力隊員、集落支援員などの人材活用に
関すること、そして4つ目は、小川村教育振興計画についてであります。まず初め
に、村政の最上位計画である第6次小川村振興計画を踏まえた上で、今年3月に改
定されました第3期小川村人口ビジョンに示している現状と、現行の人口政策に關
するご認識を村長、副村長にそれぞれ伺います。

○議長（西沢哲朗） 答弁願います。染野村長。

○村長（染野隆嗣） 村の重要課題であります人口減少対策について、また第3期人口ビジョンが策定されましたけども、それを踏まえてのご質問をいただきました。人口ビジョンにつきましては、文字通り将来の見通しでございまして、未来に向けた構想でもございます。国自体が人口減少に転じて既に15年が経過し、2100年には国の人団は半減する、6,000万人となるというような、そんな現状でございます。人口減少の村の状況でございますが、人口の自然増減では、お亡くなりになる方が年間約50人前後、出生者数が年10人前後でございまして、年に40人前後の自然減といった状況でございます。社会増減ですが、直近5カ年の数字で申し上げますけれども、転入者5カ年で332人、転出者数が5カ年で337人、年1人の社会減といった、そんな状況でございます。現行の人口対策についての認識はというようなお尋ねでございますけれど、数年あるいは単年の数値を見て、一喜一憂というわけにはいきませんけれども、その単年度のものでは判断することはできませんけども、先ほど申し上げました社会増減、年に5カ年で5人の減というようなことでございまして、それ相応の対策、それその成果はあるんじやなかろうかと、こんなふうに考えております。

○議長（西沢哲朗） 小林副村長。

○副村長（小林裕一郎） 松本議員から、第3期小川村人口ビジョンを踏まえた上で、現在の現状とそれから政策についてというご質問です。人口ビジョンに示されている小川村の現在の現状分析の概要から、私が大事だなと思っているものを3点抜粋して述べさせていただきたいと思います。1点目は、村の総人口、見込みよりも速いペースで減少しているということで、将来人口推計というのが目標を下回っていると。目標というのは第2期の人口ビジョンの目標を下回っているという意味です。で、直近の3年間につきましては、これはいい情報でして、20代から30代を中心として転入者が増加傾向にあるという現状がございます。それから3番目、これは現状と言いますか、小川村にいる生産年齢人口の約4割が長野市に通勤しているということで、長野市との関係性が非常に色々な政策のキーになるのかなというようなことで、3点、現状について申し上げました。それから、政策についての認識ということですが、昨日の山本議員の時に申し上げましたけども、本来の人口政策というものは国レベルの問題であるというふうに考えております。人口政策の話になると常に出てくるのが、東京一極集中が問題だという話が常に出てまいります。これについては、東京と言いますか、東京圏、東京周辺に現在、日本の女性の20代から30代の約3分の1が集中しているということだそうです。日本の20代から30代

の人口のうちの3分の1が東京圏に集中しており、しかも、その東京圏の出生率というものは、1.08とか1.06とか、そのくらいの数字だったと記憶しているんですが、非常に低いということで、そこの3分の1の、出産適齢のという言い方が適切なのかどうかわかりませんけども、3分の1の女性の方たちの出生率が低いということで、日本全体の出生率の足を引っ張っているというのが数字の上で見えてくると。だから東京一極集中を是正する、というのがどうやら国の考えている理屈のようです。内閣参謀の山崎さんという方が示された資料の中にそのような形で書いてございまして、非常に気になったところでございます。それを踏まえて、村の政策につきましては、この人口ビジョンに書いてあるんですけども、やはり若手、20代から40代をメインターゲットとして移住、定住を進めるということが1番大事であるということを人口戦略、人口ビジョンの中でうたっております。その辺、やっぱり若手をいかに移住してもらうかというところに焦点を当てるというのが1番大事だというふうに私も思っております。以上です。

○議長（西沢哲朗）　松本敏照議員。

○11番（松本敏照議員）　今、副村長のお話にもありましたが、国が2014年に、まちひとしごと創生法を制定して、地方創生の取り組みが本格的に始まってから10年の節目を迎えた昨年、政府において地方創生10年の取り組みと今後の推進方向についての取りまとめが行われました。それを経て、本村の第3期まちひとしご創生総合戦略及び、人口ビジョンも改定されたわけですが、もともと、本村の第1期人口ビジョンが作成された2015年の人口が2,665人、その10年前の2005年に比べると700人、20年前の1995年に比べると1,220人あまり減っていました。この時点の危機感がますます増幅され、2025年の今日まで一向に危機意識が減衰することはありませんが、ただ、先ほど答弁にもありましたように、2025年8月1日現在の人口は、2、3年前の人口減少対策が効いているのか2,182人であって、第2期人口ビジョンの2025年目標人口2,179人とほぼ同じになっています。その上で、第3期人口ビジョンの2025年目標人口は2,029人、これは現実より大きく下振れ、150人も下振れして少なく設定されています。そこで、長期的な傾向としては村の人口は減り続けるため、本村の実態に即した減少要因をどのように解析しておられるのか、村長、副村長に伺います。なお、この第3期人口ビジョンの目標人口の初期設定の乖離、少なくとも2,180人ぐらいとすべきところを2,029人とした理由についてもご説明いただきたいと存じます。

○議長（西沢哲朗）　染野村長。

○村長（染野隆嗣） 先ほど、まちひとしごと創生法の話が出ましたけれども、10年前にできた法律が、実は国が認めている通り大変失敗だったというようなことで、この法律そのものがすでになくなっています。そうは言ながら、地方創生というのは国も踏まえて大変重要な課題であることには間違いございません。将来推計数値も踏まえてということでございますけれど、将来の数計値をわずかでも改善することとしたのがビジョンでございまして、構想であるわけでございまして、人口減少を少しでも抑える、人口減少を少しでも先延ばししたいというような、そんな内容のものでございます。その要因ということでございますけれども、先ほどの繰り返しになってしまいますが、人口の自然減、これは仕方ないこととして、社会増減ということで申し上げますと、先ほど、転入者、転出者の増減、5カ年でわずか、1年とするなら1人減ということで申し上げました。村の状況、私、あるところでも言ってるんですけども、20代前後の小川村出身の若い方々、高校卒業した、大学卒業した、就職したという方々は、ほとんどと言っては失礼でございますけど、大半の方々は転出されるということでございまして、どうしても、20人とは申し上げませんけど、20人近い方々が転出されていると、転出というそんな実態があるわけでございます。そういう実態を見る中で、社会増減が5カ年、年平均1人の減というようなことは、それ相応に転入者数があったということでございまして、これも繰り返しになってしまいますが、1年や2年で単年度のものを見て良かつたとかまずかったとか、決して申し上げませんけれども、ここ5カ年を見るならば、それ相応の成果があったものというふうに考えております。今後、これがこういうふうに続くとは限りませんし、人口減少していくことは避けられない状況でございます。様々な対策、様々な支援策が必要になるわけでございまして、議会はじめ地域の皆様、村民の方々とも、事情、村に対する要求というか、要望もあるわけでございますけれども、そういうものを十分考慮しながら、今後の人口対策に努めてまいりたいと、こんなふうに考えております。

○議長（西沢哲朗） 小林副村長。

○副村長（小林裕一郎） 先にこの人口ビジョンにおいて、その人口の捉え方についてのご質問がございました。それについて先に答えさせていただきたいと思いますけども、議員がご指摘された人口については、村の広報おがわで公表しているものだと思いますけども、住民基本台帳を基にした人口を記載させていただいております。で、この人口ビジョンで使っている数字というのは、5年ごとに行われる国勢調査の数字を基にした数字を使っております。で、国勢調査を基にした数字の方が住民

基本台帳から出された数字よりも低い数字になっておりますので、それでスタートラインが低い数字なので推定値も低めに出てくるということでございます。で、人口推計に使っている数字がやはり国勢調査の数字を基にしておりますので、それと合わせるという意味で、人口ビジョンについては国勢調査の数字を基にしているということでございますので、その解離が出ているということでございます。それから、今まで一貫してその下回ってる理由はということでよろしかったでしょうか。下回ってる理由につきましては、これ大変失礼な言い方になってしまふかもしませんが、第1期については、そもそも目標の設定の仕方が課題であったとしか言いようがないと思います。第1期のその計画につきましては、国の方で定めた出生率を使わざるを得ないというような状況になっておりました。国は、出生率を将来的に2.07まで引き上げるんだという計画を立てて、その計画に準拠して、各市町村で計画を作るようという、実質的にはそういう指示を出しておりましたので、村の第1期の人口ビジョンも、将来的に出生率が上がるという想定で作られているというふうに私には読み取れました。なので、半ば国の方で示したその数字、目標値を使った結果、過大なものになったということで、これは達成できないのは、無理はないというふうに私は思います。で、第2期につきましては、それを踏まえてより現実的なものに置き換えたわけでございますけども、これにつきましてもなかなか達成することは難しかったわけですが、その原因につきましては様々なものがあろうかと思いますけども、やはり東京圏に人口が吸い取られていくという中で、村だけで人口を増やすということは大変難しいことだったのではないかなど。大雑把に言うと、全国的な人口減少の傾向が収まらない中で、我々としてもなかなか目標の達成が難しかったというふうに捉えております。以上です。

○議長（西沢哲朗）　松本敏照議員。

○11番（松本敏照議員）　今のご説明では、第2期、第3期人口ビジョンの初期設定、国勢調査に基づく人口推計の値を使っているということですので、これはどこかに明記されていれば説明がつくところだと思いますが、これから先、2040年、2050年の目標人口についてのその算出根拠について伺っていきますが、これもやっぱり計算の根拠が明確になっていればすぐ分かるのですが、それがわからなかつたので、これからちょっと先を聞いてきますが、数字の算定根拠をお示しいただければと思います。

○議長（西沢哲朗）　小林副村長。

○副村長（小林裕一郎）　2040年、2050年の現在3期の数値の根拠でございますけれど、

まず、自然動態ということでございますけれども、年マイナス40人、現状の数値から、自然動態がマイナス40人、社会動態が年プラス5人を推計した数値でございます。直近5カ年で申し上げましたけども、これも繰り返しになってしまいますが、直近5カ年では、自然動態がマイナス42人のところを、推計ではマイナス40人ということですし、直近5カ年の社会動態はマイナス1人でございますけれど、これをプラス5人として推計しているものでございまして、単純に比べることは容易ではございません。現行の目標数値の算定根拠ということで申し上げました。

○議長（西沢哲朗）　松本敏照議員。

○11番（松本敏照議員）　施行後10年の節目に政府が取りまとめた地方創生10年の取り組みと、今後の推進方向の中で、残された課題、新たな課題、そして今後求められる取り組み方向として、地方の地域社会における日常生活の持続可能性の低下などに対応し、デジタルの活用や官民連携による日常生活に必要なインフラサービス、交通支援とか、買い物支援、オンライン診療等を強化する一方で、地方創生の取り組みに悩みを抱える自治体へのきめ細やかな支援策として、オンラインを活用した自治体の人材支援、小規模自治体など、伴走支援を必要とする自治体に対して、地方支部局を含め関係省庁が連携したサポートを推進することを表明しています。これは前回の定例会でも取り上げたところです。本村のまちひとしごと創生と人口減少対策に、政府のこれらの施策を活用するお考えはありませんか。改めてお尋ねしたいと思います。

○議長（西沢哲朗）　小林副村長。

○副村長（小林裕一郎）　国の方で様々なその支援策を用意してくれているという話なのですが、こういう言い方をすると国に対して失礼になるかもしれません、現場を知らない人に来ていただいて、一般論を述べていただいただけで人口減少対策に何か参考になることがあるのかなというのが私の率直な疑問です。コンサルを活用して成功した事例というのを、あまり聞いたことがないからこういうことを言っているのですけども、以前、山本議員の質問の中で、コンサルに食われる地方みたいな話もあったのですが、基本的にコンサルの方たちというのは、一般論を持って指導される。例えば、小川村に2年、3年住んで、その後で指導をしていただけるのであれば私は大歓迎ですけども、そうではなくて、ああやったらどうだ、こうやったらどうだと言われても、それだけで簡単に問題が解決するわけではないなというふうに考えております。それよりも県をあてにしたいと考えており、県の

方で移住定住対策に取り組んでいる企画振興部の中村部長と懇談をさせていただいた。非常に、具体的な話をさせていただけます。ですので、先日も申し上げましたが、知事が全国知事会長になったということで、移住定住対策についても一層力を入れていくというふうにお聞きしておりますので、むしろ県をあてにしたいと考えているのが私の個人的な感想です。ただ、国の支援を拒むわけではありませんけども、相談窓口は1つにした方が混乱がなくていいのかな、船頭は1人で十分かなというふうに考えるものでございます。以上です。

○議長（西沢哲朗）　松本敏照議員。

○11番（松本敏照議員）　ご答弁にありましたように、地域おこし協力隊アドバイザーは、コンサル会社の社員とか中心にそういう地域に成熟した方が派遣されることが多いようですが、この制度の理由は、前の定例会でお話したみたいに、今年度、長野県では塩尻市と野沢温泉村がこの派遣を受けておりますので、こういった自治体の実例とかを参考にしながら、今後是非活用に向けて参考にしていただきたいと存じます。続いて、この先の目標人口を論じる時に注目点は2040年問題、2050年問題になります。2040年問題というのはご承知のように、2040年前後に日本の少子高齢化がさらに進んで、労働力不足、社会保障制度の維持困難、インフラの老朽化、地方の過疎化など、社会や経済に広範な影響が及ぶことから、この問題を総称して2040年問題というそうです。特に、団塊ジュニアと言われる1971年から1974年頃に生まれた世代が65歳以上となり、高齢者人口がピークを迎える一方で、生産年齢人口が急減し、医療介護需要の増加と担い手不足が同時に進行することが危惧され、さらには、就職氷河期と言われる1970年頃から1980年頃に生まれた世代、ここの皆さんのが65歳以上となる2050年には、社会面及び経済面の大きな停滞が懸念されています。そのように予想される状況下で、新たに設定された第3次人口ビジョンの目標人口1,500人、そして2050年の目標人口1,150人、今の算出根拠につきましては副村長にご説明いただきましたが、この実現可能性について、改めて村長、副村長のお考えを伺います。

○議長（西沢哲朗）　染野村長。

○村長（染野隆嗣）　人口ビジョンの具体的な政策と言いますか、具体的な目標値についての取り組みということでございます。これも常々申し上げておりますけども、小川村発足以来、もうすでに人口減少が始まっています。人口減少対策、人口減少対策と言いますけれども、過疎法ができたのが昭和45年でございまして、その時すでにもう村が人口減少対策に行政としてすごい力を入れてやってきた経過でご

ざいます。これは決して小川村だけではございません。多くの過疎自治体が過疎対策に、人口減少対策に取り組んできたのですけど、私に言わせるならば、国の取り組みが遅すぎる、というのは私はこれ実感でございます。少子化、日本の国が少子化になったのが、まだ今から 50 年前にすでに少子化が始まってるわけでございます。その時に、小川村や近隣の過疎町村は、いかに人口を減らさないようにしようか、いかに定住対策をしようかということで、もう 50 年も 60 年も前から取り組んできてるわけでございます。ここに来て新たにどんな対策をやるんだとか、ここに来てどんな有効な対策があるのかといって、はっきり申し上げて、ありません。そんな特効薬はありません。そうは言ひながらも、人口減少対策にただ腕をこまねいてるわけにはいきません。今、何ができるのか、今、何が有効政策なのかということを、議会も踏まえて、地域住民の皆さんも踏まえて、若い方も踏まえて、様々なご意見を頂戴しながら、様々な政策に取り組みながら、少しでも人口減少対策に歯止めをかけたい、少しでも人口減少を先伸ばしにしたいということでございます。具体策は、なんぞやと言われても具体策はございません。ただし、力を入れたいというのは、これも常々私が申し上げております、人口を増やすための直接的に起因する住む場所、住む住宅環境をなんとか整えたいということでございまして、それが村営住宅であり、空き家バンクであり、空き家対策であり、住居対策だというふうに考えております。1 つの対策でこれといったと特効薬はないということでございます。また、皆様方からもいろんなご意見、アイデアを頂戴しながら進めてまいりたいと、こんなふうに考えております。

○議長（西沢哲朗） 小林副村長。

○副村長（小林裕一郎） ただ今の村長答弁以上の答弁を私にできるはずもないんですけども、この第 3 期の人口ビジョンをもとに第 3 期の小川村まちひとしごと創生総合戦略を作っております。この総合戦略につきましては、人口ビジョンで掲げた目標人口を達成するために何ができるのかということで作った総合戦略であります、その総合戦略の 8 ページのところに政策の体系というものをまとめてございまして、基本目標が 3 つあります。それを具体的にした政策が 20 あります。で、こうやって政策を作ることはできます。その実現可能性はというお問い合わせですが、私は、実現可能性というよりも、実現していくしかないんだという決意で当たっていくことが必要かなというふうに考えております。実現可能性については、こちらの本気度が影響するものだと思っておりますので、きちんと実現が可能なように取り組んでまいりたいと考えております。つけ加えますと、成果を出すためには、知識掛け

る能力掛ける意欲、この3つの掛け算で成果が出るというふうに私は心得ております。ですので、知識とそれから技術と意欲、この意欲を持ってなんとか実現させるよう頑張ってまいりたいと考えているところであります。以上です。

○議長（西沢哲朗） 松本敏照議員。

○11番（松本敏照議員） この問題に長く携わっておられる地方政治、行政のプロである村長、副村長に対し失礼を承知で質問しているわけですが、人口減少を食い止めるには、1つは結婚、出産、子育て支援、教育の充実、2つ目として移住、移民、定住の促進、そして3つ目は日常生活に必要なインフラサービスの強化、先ほど申しました交通支援、買い物支援、医療支援、こういうことの強化だと思いますが、具体的には道路整備と、今言った交通、介護、医療支援の充実を図ることは質というふうに私は考えます。それぞれの目標水準を達成するには、第3期人口ビジョンの中では毎年、出生8人、社会増5人、これを維持し続けることが絶対条件であることが明記されています。目標人口の大前提にあたり、この大前提を絶対に守って妥協しない。そのご覚悟は今、副村長からお聞きしましたが、特に子育てや教育という10数年、20年にもわたる長期展望と、長期計画に必要な行政分野については、その内容を落とし込んだロードマップができているのかどうか。これにつきましても、村長、副村長、教育長にそれぞれお伺いします。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） ただ今、具体的な内容を踏まえてのご質問をいただきました。先ほども申し上げました通り、これといった1つでの特効薬はございませんけれども、インフラ整備、道路整備、これも私、常々申し上げておりますけど、様々なものが需要でございます。道路整備、交通整備は大変重要なインフラ整備でございますけれど、村として行政として、村内の道路をいくら良くしても、そういった効果は、今で言うならばそんなに村内の村道を直してもそういった効果はありませんけども、分かりやすく言うならば、直近のオリンピック道路が、有料道路が無償になったとか、そういうことが重要でございます。こういった長野市、白馬、大町等々の交通整備ということになると、これはもちろん村も県をはじめ要望していく必要がありますけども、なかなか県独自でできるような、そんなものではございません。インフラ整備と申し上げましても、なかなか一朝一夕にはかなわないというようなことでございます。それから、結婚、出産、子育てというようなことがございましたけれども、結婚するには若い方がいない限りはありません。若い方が来て初めて出産に通ずる。出産があって子供が生まれて、初めて子育てが必要になるわけでござ

いまして、これも単に若者定住ということでございますけれども、やはり若い方々そのものが小川村には少ないわけでございまして、移住、定住策も踏まえて若い方の定住を進める。若い方の移住を進めるということに尽きるだろうと私は考えております。

○議長（西沢哲朗） 小林副村長。

○副村長（小林裕一郎） 松本議員から、この目標人口を達成するための工程表、ロードマップが策定されているかどうかというご質問でしたけども、残念ながら具体的なロードマップについては策定しておりません。できるならば、この2050年までに間に人口がこういうふうに推移していくから、例えば2030年までにこのような、例えば村営住宅を何戸作るとか、2035年には地域おこし協力隊員を何人確保するとか、そういうものがあればいいんですけども、残念ながらそこまでの落とし込みはできていないというのが実情であります。ただし、この目標人口を達成していくためにやらなければいけないその順番といいますか、私の中ではやっていく順番というのが個人的にありますと、1つは、昨日も山本議員の質問の中で少し触れたのですが、行財政基盤の確立と言いますか、しっかりした行財政基盤を作ること、これなしには移住、定住対策は何も打てませんので、行財政基盤をしっかりさせること。そしてその上で、議会の皆さんのお力もお借りしながら、住民の皆さんのお力もお借りしながら、総合的な行政運営、村政運営を行って、村の生活の質そのものを底上げしていく。で、その上で1つ1つ、尖ったという言い方をさせていただきますけども、尖った移住定住対策をしていく。それはターゲットを絞って、移住、定住者になり得るだろう人たち、そういう層に情報を提供していくと言いますかPRしていく。そういう順番でまず足元から固めて、村全体でこの政策を打っていくということが順番として必要じゃないかなというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（西沢哲朗） 北田教育長。

○教育長（北田愛治） 教育委員会としては、昨日の山本議員の時にもお話ししましたけれど、児童生徒数増に向けた取り組みに集約されると思っております。1人1人の子供が大事にされ、学力が伸張、それから個性が尊重される教育、それこそそういう実感こそ村づくりだというふうに思っております。少子化が進む中で、子供の取り合いのサービス合戦に参加するつもりはありません。むしろ、子供の教育充実こそ大事だなと。ただ、保護者負担の軽減に向けては努力していく必要はあるかなと思っております。そういう考え方のもと、環境整備、それから教育内容の充実のため

に意を尽くしてきております。具体的には、昨日もお話ししましたけれども、例えば学力の伸張で言えば、放課後未来塾で学力、数学、もう高校の問題をやっている子もいます。それから、英検3級をたくさん取っている子も出てきます。数学が苦手だった子供が、数学が好きになったというような子も出てきております。また、平和学習で言えば、平和学習の話をしたところ、ある村の教育長が議会に諮り、その村でも広島の平和学習を進めたと。学習塾の話をしたところ、なんでそんなことができるのだと羨望の的になっているようなこともあります。長野市との教育事務委託によって、児童生徒数が実際に増えております。今や4分の1が中学校は、中条と鬼無里地区になってきております。そうしたこと、人数、生徒数増だけではなくて、社会性の育ちという面からも、子供にとっては非常に大きなメリットがあります。こうした学習内容、教育内容の充実といった、そういった良さを実感できる、そういう取り組みを今後も充実させ、選ばれる学校を作っていくみたいなと思っております。今年の鬼無里、中条地区の保護者の方が選んでよかったですと言っていただいてる、そういった選ばれる学校づくりをこれから推進していくことが、移住、定住、そういうことに結びついていくのだと思っております。ただ、1番の課題は、その良さを、他と比べるとわかるのですが、中にいるとそれが当たり前になってしまっている。また、外に向けてどうPRしていくことができるのか。ホームページではあまり効果がないということも言われてきております。むしろSNSだとかLINEの方がいいと言っていますけども、なかなかこれが難しいところかなと思っています。以上でございます。

○議長（西沢哲朗）　松本敏照議員。

○11番（松本敏照議員）　園児、児童生徒を大切に育成する。その先、高校を卒業されると村から転出する子供たちが多いわけですが、ここのその1割、2割でもUターン人口をきちんと定住につなぎとめるためにも、どうかその具体的な政策もお考えいただきたいなと思うところです。これは村長が1番嫌いな消滅可能性自治体という話になるのですが、2020年から2050年までの30年間で、子どもを産む中心になる年齢層、20歳から39歳の若年女性人口の減少率が50パーセントを超えると予想される自治体がこれに該当しますが、本村の20歳から39歳までの若年女性人口が、2020年の119人から2050年の予想50人と、50パーセント以上減少するために、消滅可能性自治体ということになってしましましたが、この消滅可能性自治体から脱却するためには、すでに脱却した近在の白馬村や麻績村のような脱却プロセス等を研究モデルとする具体的な脱却策と、最新人口ビジョンに示された目標人

口を達成するための具体的な取り組みとのそのベクトル合わせと言いますか、方向、力関係、強弱ですね、これを合わせることが極めて重要であると考えますが、いくつもの複合的な要因が絡み合って起きる人口減少問題でありますから、先ほどお話をありましたように、本村だけで解決できる問題でもありませんが、まずは本村が独自に重点的に取り組むべき課題と対策について、改めて村長、副村長にお伺いします。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 消滅可能性自治体ということで、松本議員が言っていただきましたけども、大変私のほんと嫌いな単語でございます。これは、人口戦略会議が、危機感を煽るために発した単語でございまして、はっきり言って消滅する自治体はございません。私たち小川村も含めて過疎自治体が全国で半数を超えてるわけでございますけれども、半数を超える過疎市町村はみんな危機感を持っています。東京の人口戦略会議で、私たちに危機感を煽るために消滅可能性自治体なんていう言葉で、危機感を煽っていただかなくても、私たち過疎市町村はみんな危機感を持っているということで申し上げたいと思います。それは私の思いで申し上げただけでございますけれども、もちろんそういったことを脱却しなければなりませんし、人口減少に向けては大変重要な中身のことです。地方回帰という言葉を、皆さん既にご案内の通りでございますけど、確かにそういった流れがありますけども、今から 10 年前なのか 20 年前なのか 30 年前なのかわかりませんけども、一旦会社や仕事を退いた年代の皆さんが、老後をのんびりした地方でというのは、そういう時代が一時期あったわけでございますけれども、今現在、今日に至っては、地方回帰という流れが、20 代、30 代という若い方々にそういった意識が広まりつつあるというようなことでございまして、協力隊の希望者等々の推移を見てもお分かりと思いますし、村の移住者を見ましても、若い世代の方が、地方に行って、起業をして、そこで生活、生計を立てるんだというような、そういった流れができつつあるということでございます。地方回帰という流れは元々ありましたけれども、かつては一線を退いた方々の老後の生活する場所でありますけれども、今日、最近で言うならば若い方、20 代、30 代の方々がそういった傾向にあるということでございます。また、同じことになってしまふのですけれども、若い方々をターゲットに、20 代、30 代の方々をターゲットに、いかに小川村に目を向けていただくか、いかに移住、定住につなげていただくか。それは、これも 2 度、3 度、4 度ということになりますけど、住むところがないことには話にならんよと私は申し上げているわけでござ

いますけども、それだけでも来るわけではございません。また、様々な小川村の良さをPRしたり、村民性も、移住者、定住者を受け入れる村民性は、私、小川村の村民はかなり高い村民性があるというふうに思っています。こういったことも踏まえて、村民、総ぐるみで、地域の皆様方と連携を取りながら、また若い皆様方に村に目を向けていただける、そんな取り組みを進めてまいりたいと。具体的な事例でなくて大変恐縮ございますけども、そんな考えであります。

○議長（西沢哲朗） 小林副村長。

○副村長（小林裕一郎） 議員おっしゃるように、他の自治体の成功例から学ぶというのは非常に大事なことだというふうに私も認識しております。ただ、成功例の中でも、小川村の参考になる事例と参考にならない事例があるのかなというふうに思っておりまして、例えば白馬村であれば、もうインバウンド効果で経済が活性化して人が集まってきた。それから、南箕輪村は、飯田市とかのベッドタウンというの、地理的な条件というようなことで、小川村が参考にしようにも参考にならない、参考にできないというところがございます。で、私も一生懸命、何か参考になる事例がないかなということで全国の事例調べたところ、1番興味をひかれたのが、岡山県にある西粟倉村という村の取り組みでございましたので、ちょっとご紹介させていただきたいと思います。その村は、鳥取県と兵庫県と県境を接する人口1,300人ほどの村でして、面積が57.97平方キロメートル、小川村が58.11平方キロメートルですから、小川村とほぼ同じ面積、そして人口は小川村よりも少ない。で、その面積の95パーセントが森林、その95パーセントの森林のうち人工林が84パーセントという完全な森林の村であります。その村が100年の森構想というものを立ち上げまして、今まで先祖が築いてくれた森を、これから先100年間かけてきちんと整備していくという100年の森構想というのを立ち上げまして、住民の方たちから森林を借り上げて、村が一括管理をして整備を始めました。で、それを幹としまして、様々な木材産業が枝葉を広げていくというような経過を辿りまして、また、この構想に共感をした都会の若者が移住ってきて起業するというような循環が生まれてきて、この西粟倉村は消滅可能性自治体から脱却したというケースです。なぜか小川村と結構条件が似通っておりますので、こういったところは参考になるのかなというふうに思います。やはり何かこう、村としてビジョンを持って事業を行って、それに共感する人たちが出てきたらその人たちに移住してもらう、そうやって戦略的にターゲットを絞って移住者を呼び込むということが必要にならうかなというふうに考えております。以上です。

○議長（西沢哲朗）　松本敏照議員。

○11番（松本敏照議員）　具体的な参考事例ありがとうございました。それでは、次の質問項目である決算について伺います。持ち時間の関係から、このまま行きますと失速しそうなものですから、ちょっと通告の部分を少し割愛させていただいて、令和6年度の事業計画に基づいて編成された歳入歳出予算に関し、その執行結果をまとめた決算について、主要施策の全体総括を村長に、各部局のまとめを教育長と各課長に伺います。不用額の説明は結構です。よろしくお願ひします。

○議長（西沢哲朗）　染野村長。

○村長（染野隆嗣）　決算状況の総括ということでございます。ここ直近、数年間見ますと、どうしても令和4年度、5年度の災害復旧というのはどうも目に付くわけでございまして、6年度も災害の繰り越し事業がございましたので、4年、5年発生の災害状況も、一般会計の中では大きな部分を占めているものと、そんな思いでございます。新たな事業ということで6年度で申し上げるならば、これも議員の皆様方からのご理解とご協力をいただきながら、釜蓋団地に5棟の若者の定住住宅を建設させていただきましたし、もう1点で申し上げるならば、これも急遽、突然の話でございましたけれど、診療所、歯科医院の建築というそんな状況もございました。いずれもですね、急きょ出てきた行政課題であったわけですけれども、まさに議会の皆様方のご理解をいただき、それぞれの事業が出来て今日に至ったというようなことでございます。6年度の総括ということで申し上げましたけれども、ハード事業ということであえて2点について申し上げましたが、そういった事業等々があつたということ、また相対的に、決算総額が30数億円というようなことでございましたけれども、ここ災害前の令和3年、2年、1年ぐらいを見ると大体28億円ぐらいの数値だったというような記憶でございますけれども、ここ6年度、4年度、5年度ですが、災害復旧等々でもうだいぶ予算が膨らんできたというような状況でございます。総括ということにはなっておりませんけれども、そういったハード事業等々でここ3年間は決算額、膨らんだ予算額、決算額になったものと、そういった認識でございます。

○議長（西沢哲朗）　北田教育長。

○教育長（北田愛治）　決算に対する不用額の件数及び対象になっているかどうかと妥当性の結果のことについて触れればよろしいですか。

○議長（西沢哲朗）　松本敏照議員。

○11番（松本敏照議員）　説明は結構でございますので、教育委員会教育長として全体

を年度の総括としてお願いします。

○議長（西沢哲朗） 北田教育長。

○教育長（北田愛治） 教育委員会5件ありますけれども、4件は不用額の積み上げだとか、例えば教員住宅の修繕費、入退居者による修繕費の減というようなものであります。1件のみ、昨年、議会や委員会でも報告済みですけれども、公民館費の屋根の塗装工事の予算、当初の見積もり時の誤りによって、予算内での発注ができず、そしてまた工期が季節で無理ということで令和7年度に予算計上したという1件のみでございます。

○議長（西沢哲朗） 大日方総務課長。

○総務課長（大日方浩和） それでは、総務課の部分について申し上げたいと思います。

総務課につきましては、一般会計で2款の総務費、それから7款商工費のうちの星と緑ロマントピア事業、それと目5地域にぎわい創造事業、款9の消防費、それから特別会計では村営バス事業等がありますけれども、概ね順調ではなかったかというように思っております。今回、特に不用額がちょっと大きかった部分はあるんですけども、先ほどから出てるような村づくり推進事業でこの総合戦略の計画を立てるにあたりまして、当初は委託でおこなう予定の部分があったんですけども、予算計上で350万円あったものは一切使わなかったという、そういう部分もございました。また、ロマントピア事業では源泉ポンプの更新等もございましたし、また款9消防費では、防災行政無線の工事請負費で更新等がございました。それと、ちょっと気になったというと語弊ありますけれども、村営バス事業におきましても、循環バスで使うハイエース、それから5人乗りの乗用車も、当初から計上はしてあつたんですけども、昨今のやっぱり、なんて言うんですか、製造の中止というか停止というか、そういう部分に合いまして、本当に納品が年度末のギリギリのところに来てしまったという、そういう事例があったということですが、難なく終了できたことは良かったんではないかと、そんなふうに思ってるのでございます。以上です。

○議長（西沢哲朗） 高木住民福祉課長。

○住民福祉課長（高木一仁） 不用額については完全に省略ということで、住民福祉課では1番のキーポイントとしましては、様々なニーズに柔軟に対応する。あるいはスピード感を持って対応するといったようなことを観点に進めてまいりました。そういった意味では、介護事業や国保の医療、それから障害者福祉サービスにつきましては、今の目標を十分に達成できたのではないかと思っております。あと、1番の

ところでありますけれども、やはり歯科診療所を無事開院できたところが最大の事業成果だと思っております。以上になります。

○議長（西沢哲朗） 高羽建設経済課長。

○建設経済課長（高羽哲夫） 建設経済課関係。まず、農業費でありますけれども、農業振興の観点から、各種事業の補助金がメインになってくるわけでありますけれども、そんな中で、大豆の生産関係の補助金が少し伸び悩んだかなというふうに考えております。その他には、電気柵の支払い、それから補助、それから農地利用拡大事業の関係で農林公社みらいへの補助金も、実績による減でありますけれども、そういったことで800万越えの不用額がございました。また、観光費におきましては、案内マップの作成、色々な施設に配っているわけですけれども、その残の見込みがちょっと読み込めなかった関係で若干残ってしまったというものがあります。それから、建設費におきましては、委託料、それから委託料は工事の改良費の委託料ですか、設計委託料になりますけれども、それから工事費並びに重機を昨年度はドーザー、それから除雪機、またエンカル散布車ということで、かなり備品の購入はありましたけれども、そういった部分で入札の差金によるものの残がありましたけれども、また、災害復旧費におきましては、見込み計上によります実績による残はありましたけれども、全般的にわたりまして、概ねいたしかたない部分での未執行部分があったということですので、よろしくお願ひいたします。

○議長（西沢哲朗） 松本敏照議員。

○11番（松本敏照議員） 今、不用額のご説明までいただきて、ありがとうございます。建設経済課長にお伺いします。みらいの補助金の不用額が拡大した理由に、やはりみらいの従業員と言いますか、マンパワーが十分でなかったために事業がきちんと計画通りに推進しなかったことが主要因ではないでしょうか。それは違いますか。

○議長（西沢哲朗） 高羽建設経済課長。

○建設経済課長（高羽哲夫） はい。単純に考えるとそういうところもあるように思うのですけれども、正直、昨年度、職員1人、病気によりまして採用していた方が来れなくなったりした部分もあります。しかし、その反面、稻刈りの関係の、受託が伸びたりした部分での受託収入の伸びというものもありました。そういった部分で、プラスマイナスの部分から、みらいの中で事業が賄える部分を精査した中で、当初見込みで、とりあえず資金がありませんので、補助金を支出した後に、不要な部分を戻入で、戻していただいたという操作をいたしましたので、その分、230万円ですけれども、戻していただいたことにより不用額になっているということあります。

○議長（西沢哲朗）　松本敏照議員。

○11番（松本敏照議員）　続いて、決算剰余金のうち、繰越明許費を除く準剰余金の処分方針について伺います。歳計剰余金については、地方自治法第233条の2により、翌年度の歳入に編入しなければならないと。ただし、条例の定めるところにより、または普通地方公共団体の議会の議決により、剰余金の全部または一部は翌年度に繰り越さないで基金に編入することができるとされています。また、同法第241条では、特定目的のために財産を維持すべく、資金を積み立て運用するための基金を設けることができるとされています。他方、地方財政法第7条には、地方公共団体は、各会計年度において、歳入歳出の決算上の剰余金を生じた場合においては、当該剰余金のうち2分の1をくだらない金額は、剰余金を生じた翌々年度までに積み立て、または償還期限を繰り上げて行う地方債の、償還の財源に充てなければならぬと、こういうことも定めています。私の理解では、地方自治法では歳計剰余金は翌年度の歳入に編入されるという一般的な原則を定めており、その原則に加えて、地方財政法では財政規律の観点からより踏み込んで、2分の1を下らない金額を、地方債の償還財源に充てることを具体的に義務付けているというふうに理解しておりますが、この解釈が正しいか間違っているか、まず会計管理者である総務課長にお尋ねします。

○議長（西沢哲朗）　大日方総務課長。

○総務課長（大日方浩和）　決算剰余金の処分方針ですけれども、今議員がおっしゃりましたように、自治体の歳計剰余金につきましては、地方自治法第233条の2の規定によりまして翌年度の歳入に編入することとなっております。また、地方財政法第7条により、当該剰余金の2分の1をくだらない金額を、翌翌年度までに積み立て、または繰上償還の財源とすることが規定されているという、そういう状況になっておるところであります。

○議長（西沢哲朗）　松本敏照議員。

○11番（松本敏照議員）　それでは、地方財政法による2分の1をくだらない金額の積み立て、もしくは償還財源に充てるということも一応ルール通り行われているというふうな理解でよろしいでしょうか。

○議長（西沢哲朗）　大日方総務課長。

○総務課長（大日方浩和）　はい、その通りです。

○議長（西沢哲朗）　松本敏照議員。

○11番（松本敏照議員）　正しく運用されていたとすれば、村債残高が合計、今33億

3,900万円となっている一方で、基金残高は合計33億800万、このうち、減災基金は12億1,100万、過疎対策事業債の残高が13億1,400万と、残債基金についても、剩余金が生じた翌年度にきちんと翌々年度までに積み立てられているというふうな理解でよろしいでしょうか。

○議長（西沢哲朗） 大日方総務課長。

○総務課長（大日方浩和） その通りでございます。

○議長（西沢哲朗） 松本敏照議員。

○11番（松本敏照議員） それでは、令和6年度決算のあらましにも基金現在高の状況について報告されていますが、各基金の積立方針と運用状況について、会計管理者もしくは村長、お答えいただいてよろしいでしょうか。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 基金の運用状況ということでございますけれども、すいません、今頭にはないんですけども、平成30年と令和元年と令和2年でしたかね、基金を取り崩しております。また、基金、基金と言いながらも目的基金でございまして、目的以外の支出には使いません。また、減災基金であったり、財政調整基金というようなことでございまして、一般的には歳入の不足額分は財政調整基金の取り崩しで予算編成してるというような状況でございます。基金の取り崩しといった意味合いで申し上げるならば、当初予算の時点では、令和6年度決算もそうでございましたけれども、財政調整基金2億の取り崩す予算書でございましたけれども、取り崩しはしてございません。基金、取り崩したものは、今具体的に頭にあるもので申し上げますと、平成30年、令和元年、2年の3カ年に基金を取り崩したといった、そんな経過でございます。

○議長（西沢哲朗） 松本敏照議員。

○11番（松本敏照議員） 具体的な数字はいただけませんが、今、村長からご説明いただきました。財政調整や将来の財政負担に備える財政調整基金については、本村の財政規模や起債残高等勘案すれば、現在、残高13億1,700万円と、おおむね妥当な水準と、私も考えております。ただ、現在3億2,700万円の残高を有する小川村公共施設新改築基金、これにつきましては、今後、小中学校や公民館などの公共施設の新改築に要する財源を、充実させるべく積み増すのが妥当ではないかと私は考えておりますが、村長の所見を伺います。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 先ほど申し上げました基金は目的基金でございまして、公共施設新

改築基金は施設を新築するか改築する以外は使うことができません。具体的に何億という金額で、今残高ちょっと頭にはございませんけども、様々な建物、直近で言うならば診療歯科診療所もそうでしたけども、過疎債であったり補助金であったり、極力それを、まず国の補助金がないか、起債対象になる事業かどうかが前提でございまして、そういう対象外のものを初めて基金に手を付ける、基金を取り崩すというようなことでございまして、また具体的に今現在のところ、新たに10億といった大きな建物を新築するというような計画はございませんので、特に改築基金に積み増しするといった考えはございません。先ほど申し上げましたけれども、財政調整基金という基金がありますので、それは様々な部分に使いますので、よしんば新改築基金が不足するならば、財政調整基金は財政が不足したからということで取り崩すことは可能でございますので、全てが新築、改築の、新改築のためのだけのものでは、そんなに神経を使う必要はないじゃないかというのが私の考えでございます。

○議長（西沢哲朗）　松本敏照議員。

○11番（松本敏照議員）　私も、今的小中学校や公民館とか、主要な施設の増改築あるいは維持管理、長期プランをお持ちであればそれに充てていただきたいと思いましたが、もしそうでなければ財政調整基金をさらに少しづつ充実させるのがよろしいのかなと思いますので、これに積み立てる割合をどうか増やしていただきたいというふうに考えます。

それでは、すいません、ちょっと質問の通告の順番とは変わりますが、1番最後に教育振興計画についてお尋ねするところですが、まずそれを、すいません質問します。一昨年改定された国の第4期基本教育振興基本計画をもとに今年4月策定された第2期小川村教育振興基本計画、これの特色と村独自の教育ビジョンについて教育長に伺います。

○議長（西沢哲朗）　北田教育長。

○教育長（北田愛治）　最初に2点ほどお断りしておきたいと思うんですけど、1点目の質問にあった人口減少を食い止めるためにというところでの、ロードマップについてですが、ロードマップはまさにこの教育振興基本計画であるというふうに思っております。それと、その際、少子化が進む中で、子供の取り合いのサービス合戦のみに参加するつもりはないと言いましたけども、それは保護者負担軽減に向けて、他市町村に誇れるだけの保護者負担の軽減は行っております。ただ、そういう事のみでなくて、もっと大事なのは教育内容の充実とかそっちの方であるという意味で

申し上げましたので、お断りしてきます。今の質問ですが、教育振興基本計画ですが、国の教育振興基本計画、令和5年度に発出されました。そのあと、長野県教委の発出の教育振興基本計画、それを参照し、第1期の教育振興基本計画を大幅に改正する方向で作成してきたものです。特徴としては、基本理念は、地域に学び、多様な人々と共同しながら、豊かな人生や社会を切り開く、人づくりとしました。以前は、地域に学びは村で学びになっています。小川に学びになっていました。今や小川村は西山地域の学校教育の拠点としての役割がある。そういう意味で地域という言葉に変えさせていただきました。また、文化の時代、多様性の時代、人口減少、少子化の時代の中、未来を担う人材の育成という立場と、自らも社会を作り出す担い手として学び続けるという、その2つを大事に取り組んでいきたいということで、柱を4つ作りました。詳しくは時間の関係で申し上げません。またお読みいただければと思います。学校教育では、学力の伸張、個性の伸張、伸びる力を伸ばす。豊かな心を持った人間、感覚豊かな人間の育成ということを大事に、DXをツールとした個別最適な学びと、共同的な学びで深い学びと、これはもう全国一律の目標、大きな目標ですけども、その達成に向けて、文科省の指定校であるDXリーディング校の実践をさらに進めること、それから英語力の育成、そして特別支援教育の充実、平和学習の推進等を行っていきたいと思っています。社会教育では、生涯にわたり学び合える地域の拠点づくりということも大事だなど。鬼無里や中条から来た子も、その地域に戻った時に、地域の力になっていける、そういう取り組みというものが大事になってくるかなと思っています。それから、文化、スポーツ、芸術に親しむことができる機会や学習環境づくりということも大事になってくると思っています。1番大事にしたいのは、先ほど来述べているように、小川に来れば子供が大事にされ、力を伸ばしてくれる、個性を尊重してくれる、個性を伸ばしてくれるという実感を持った取り組みをしていきたいと思っております。そして、学んだ子どもたちには、大きく開かれた世界に力強く羽ばたいていって、そしてゆくゆくまた戻ってこれるような子供になっていってほしいなということがここに書かれている、基本計画に書かれてる内容だと思っております。以上です。

○議長（西沢哲朗）　松本敏照議員。

○11番（松本敏照議員）　国と県の基本計画においては、5つの基本方針と16の目標、基本施策、指標が定められていましたが、その中で、特に国の中には、子供たちが身体的にも、精神的にも、社会的にも良い状態をウェルビーイングというのだそうですが、国はこのウェルビーイング教育を目指すとしていますが、不登校や

いじめ、貧困といった社会課題がある中、小川村の子どもたちのウェルビーイングを確保するためにどのように行政をおすすめになるか、お聞きいたします。

○議長（西沢哲朗） 北田教育長。

○教育長（北田愛治） 具体的には、第3条小川村の目指す教育の取り組みのところに書いてありますけれども、1人1人の子ども、1人の子ども、取り残さない多様性、まさに色々な子どもがいます。そういった子供を包摂する、包み込んでいく、そういう学びの場を作っていく。具体的には、インクルーシブ教育ですとか幼児教育の充実ですとか、1人1人の特性に応じた、多様な学びの場を作っていく、そういうことをやっていきたいと思います。また、DXデジタル、いわゆるタブレット、デジタル力というのは、まさに自分で調べ、自分で学んでいけるツールです。ソフトによっては、AIが自分の弱点を補強しながら、何回も繰り返し、次のところに行く、そういうソフトもあります。そういったDXをツールとして、もう使いこなして自らの力を伸ばしていく。そういうことをしていきたいなと思っています。一番大事なのは、人権教育じゃありませんけど、1人1人の子供が認められ、自他ともに尊重されるということを1番の基本において作成してあるというように思っています。ウェルビーイングというのは1番良い状態ですので、そういうのはこの中にもそれを元につくってありますので。以上です。

○議長（西沢哲朗） 松本敏照議員。

○11番（松本敏照議員） 最後に、職員の人材活用、地域おこし協力隊員、集落支援員、それらの職員の方々との業務提携について、今後の活用方針について伺いたいと存じます。民間では、人、物、金、情報、時間などの資源を、経営資源を指しますが、行政執行においては、このリソースを組織能力、人的資源、財政資源、情報資産、技術、ノウハウなどとして呼ぶようですが、こういった職員の方々の中で、これのバランスが欠けますと、職員1人1人の業務負担が増大し、生産性が低下するだけでなく、残業の増加、休暇取得の困難、心身への負担、そして最終的にはモチベーションの低下や離職を招くといった悪循環に陥る可能性があり、組織能力の低下や行政事業継続の危機にもつながりかねません。そこで、こういった会計年度任用職員を含む職員と、地域おこし協力隊員、集落支援員との業務連携についてどのようにお考えか、その人材ビジョンと人材マネジメントについて、村長、副村長にお伺いしたいと思います。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 職員採用、会計年度任用職員も含めた連携というようなお話をござ

いますけれども、職員採用につきましては、令和2年から令和5年まで各1名、令和6年度には3名の職員採用ということでございます。職員採用につきましては、採用計画がございまして、退職職員の状況等々を見ながらということでございまして、推移しているところでございます。会計年度任用職員、地域おこし協力隊ということでございますけど、特に地域おこし協力隊につきましては、その目的が全く違うので、行政業務とは切り離していただきたいと思います。会計年度任用職員でございますけれども、今、様々な業務をする中で、新たに発生する業務もございまし、経済対策というようなことで新たに急きよ増える国の政策によりまして、新たな増える業務もあるわけでございます。職員もそんなに余裕がある状況ではございませんので、状況に応じながら、会計年度任用職員で対応しているというような、そんな状況でございます。また、会計年度任用職員ということではございますけれども、村の職員、それぞれ国の法令、法律、条例に基づいた業務が大変ほとんどというようなことでございまして、村職員、会計年度職員、連携を取りながら業務にあたっているということでございますので、お願ひいたします。すいません、ちょっと1つだけ訂正ということで。先ほど私、基金取り崩したのは平成30年、令和元年、2年と申し上げましたけども、1年ずれておりまして、取り崩したのは3カ年でございまして、平成29年、30年、令和元年の3カ年でございます。その崩した使用の先でございますけれども、平成29年がバステイ高府、平成30年、令和元年が道の駅の改修工事ということで、基金を使わさせていただきました。訂正させていただきます。1年ずれていきました。

○議長（西沢哲朗）　松本敏照議員。

○11番（松本敏照議員）　以上で質問の関係は終わるのですが、先ほどの人材の活用ということでは、小川村役場で働く職員の方、任用職員の方、協力隊員の方々、集落支援の方々、この人たちの力を有効に活用されて、特に協力隊員の方々は、従来の農林業の支援とか、集落活性化を図る上での支援をいただくとの他に、今後さらに拡大が見込まれるふるさと納税関連の業務、それからWEB上の空き家バンクやホームページの。

○議長（西沢哲朗）　松本議員、端的にお願いします。

○11番（松本敏照議員）　これまとめです。すいません。これらの新しい業務にも拡大して募集をかけていただいて、外部人材の活用をぜひ図っていただきたいと思います。以上をもちまして私の一般質問を終了します。丁寧にご説明ご答弁をいただきまして、ありがとうございました。

○議長（西沢哲朗） 以上をもって、11番松本敏照議員の一般質問を終結いたします。

延 会 散 会

○議長（西沢哲朗） 以上で、本定例会に通告された一般質問は全て終了いたしました。お諮りいたします。明日10日から16日までは、議案調査のため、会議規則第10条第2項の規定により、休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、明日10日から16日までは、議案調査のため休会とすることに決定いたしました。なお、17日の本会議は、議案審議、質疑で、午前10時から行います。本日はこれにて散会といたします。ただ、今の時間は午後4時12分であります。

（散会 令和7年9月9日 午後4時12分）

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに記載する。

小川村議会議長 西沢 哲朗

会議録署名議員 新井 幹夫

会議録署名議員 塚田 綾子